

# 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

---

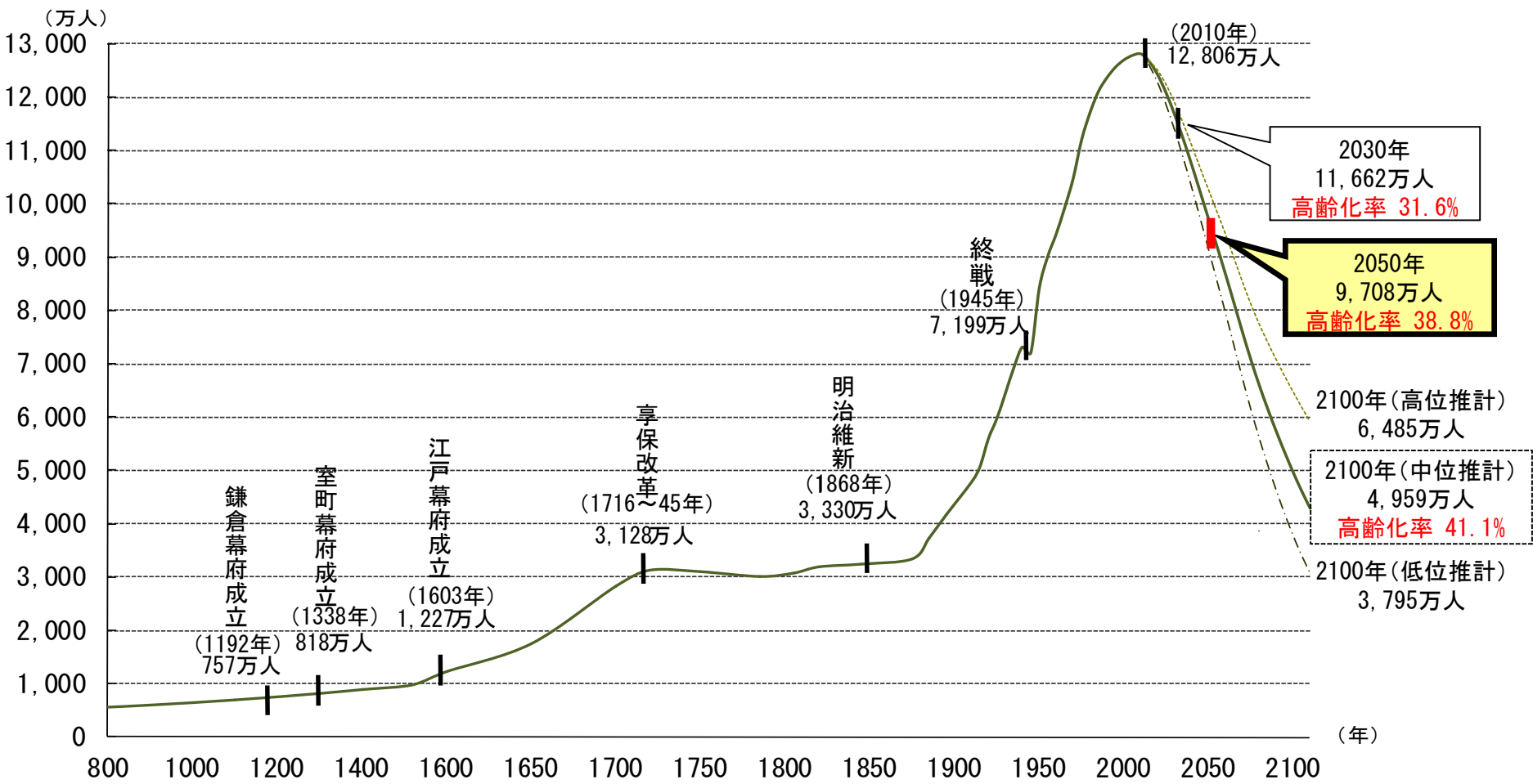
平成30年6月1日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

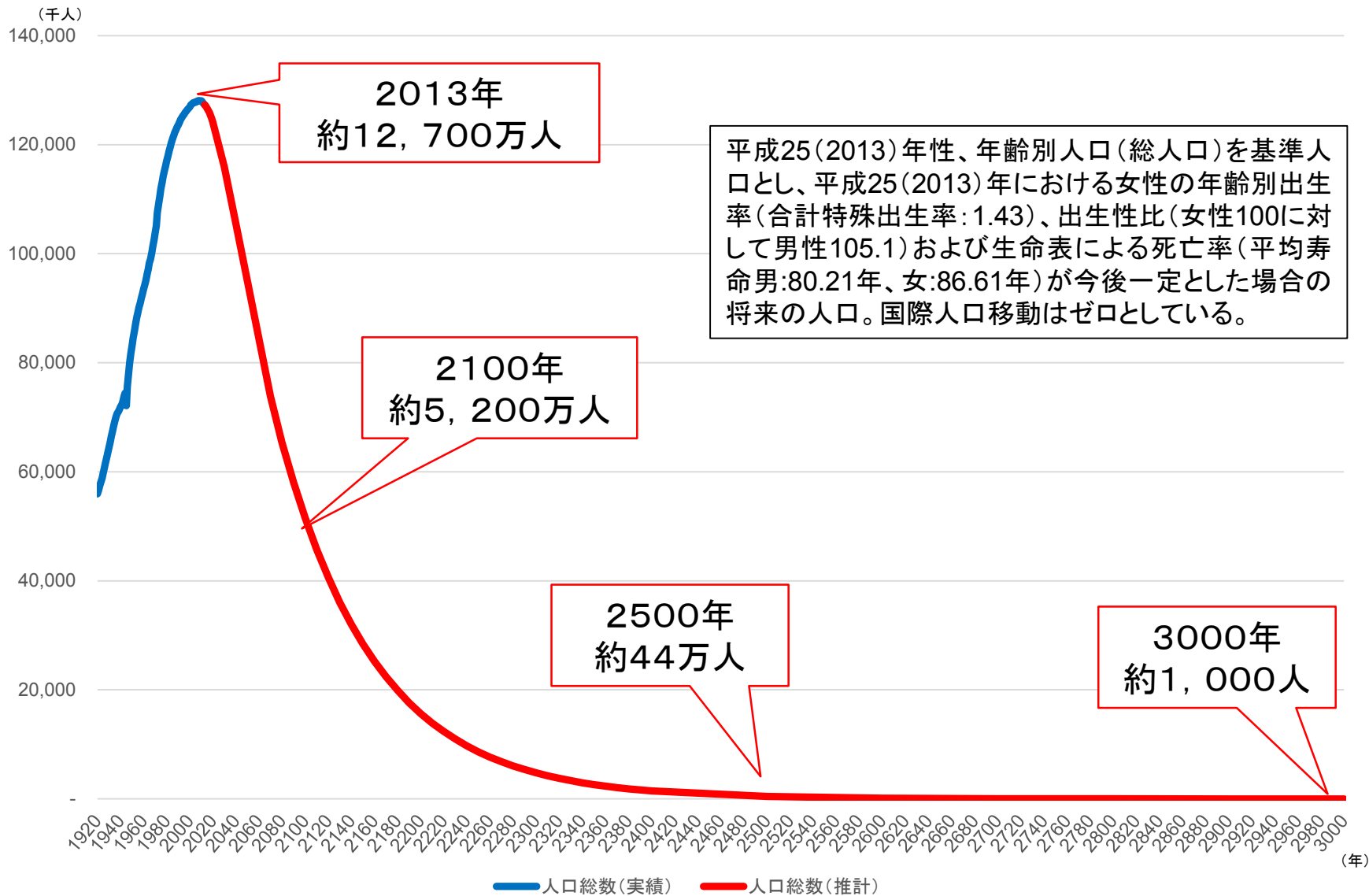
# 総人口の長期的推移と将来推計

○日本の総人口は、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく可能性。  
 この変化は千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



(出典)2010年以前の人口:総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土政策局作成  
 それ以降の人口:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

# 仮に出生率・死亡率が今後一定で推移した場合の将来人口



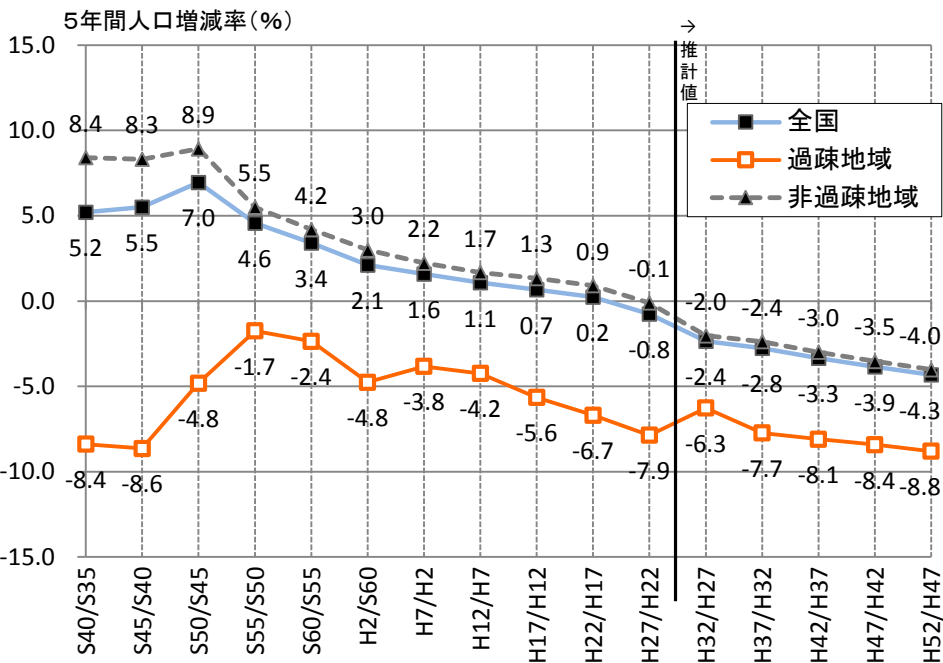
出典: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2015)」より作成。

# 過疎地域の現状等について

## 過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
市町村数(平29. 4. 1)	817	1,718	47.6 %
人口(平27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平27国調:km <sup>2</sup> )	225,468	377,971	59.7 %

## 5年間人口増減率の推移 (全国、過疎地域、非過疎地域)

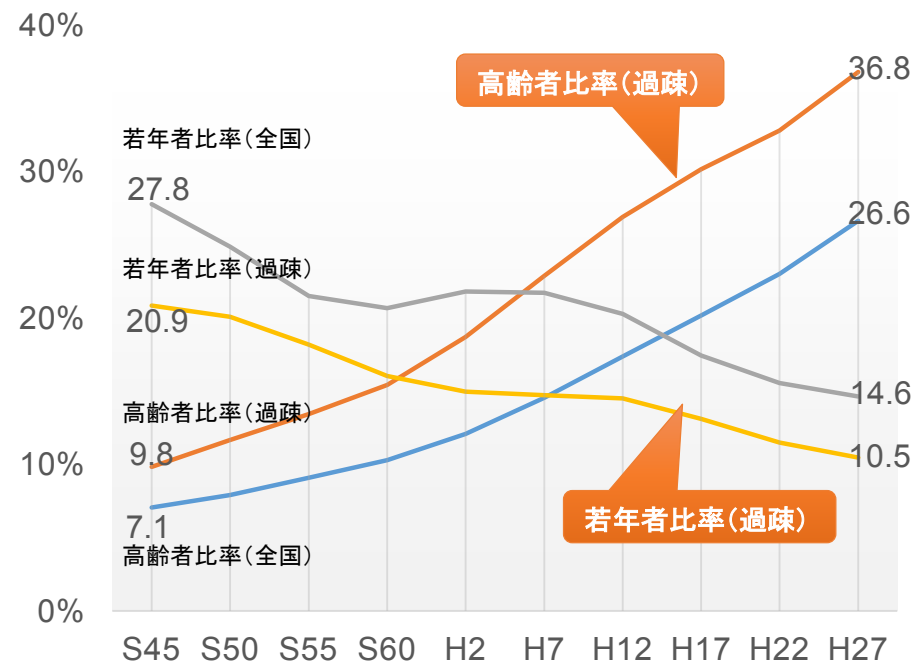


(備考) ※1: 過疎地域は平成28年4月1日時点(797市町村)である。  
 ※2: 平成27年までの人口は国勢調査による。  
 ※3: 過疎地域からは、一部過疎市町村は除く。  
 ※4: 総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位・死亡中位推計値による。  
 ※5: 福島県の将来推計人口は、「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では県単位でしか推計していない。よって、福島県内過疎市町村については、「日本の将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による市町村ごとの将来推計人口に、県全体の将来推計人口の減少率(平成25年3月推計/平成20年12月推計)を乗じて推計した。

## 年齢階層別人口構成

	過疎地域	全国
0~14歳の人口割合	10.7%	12.6%
15~29歳の人口割合	10.5%	14.6%
65歳以上の人口割合	36.7%	26.6%

## 高齢者比率及び若年者比率の推移

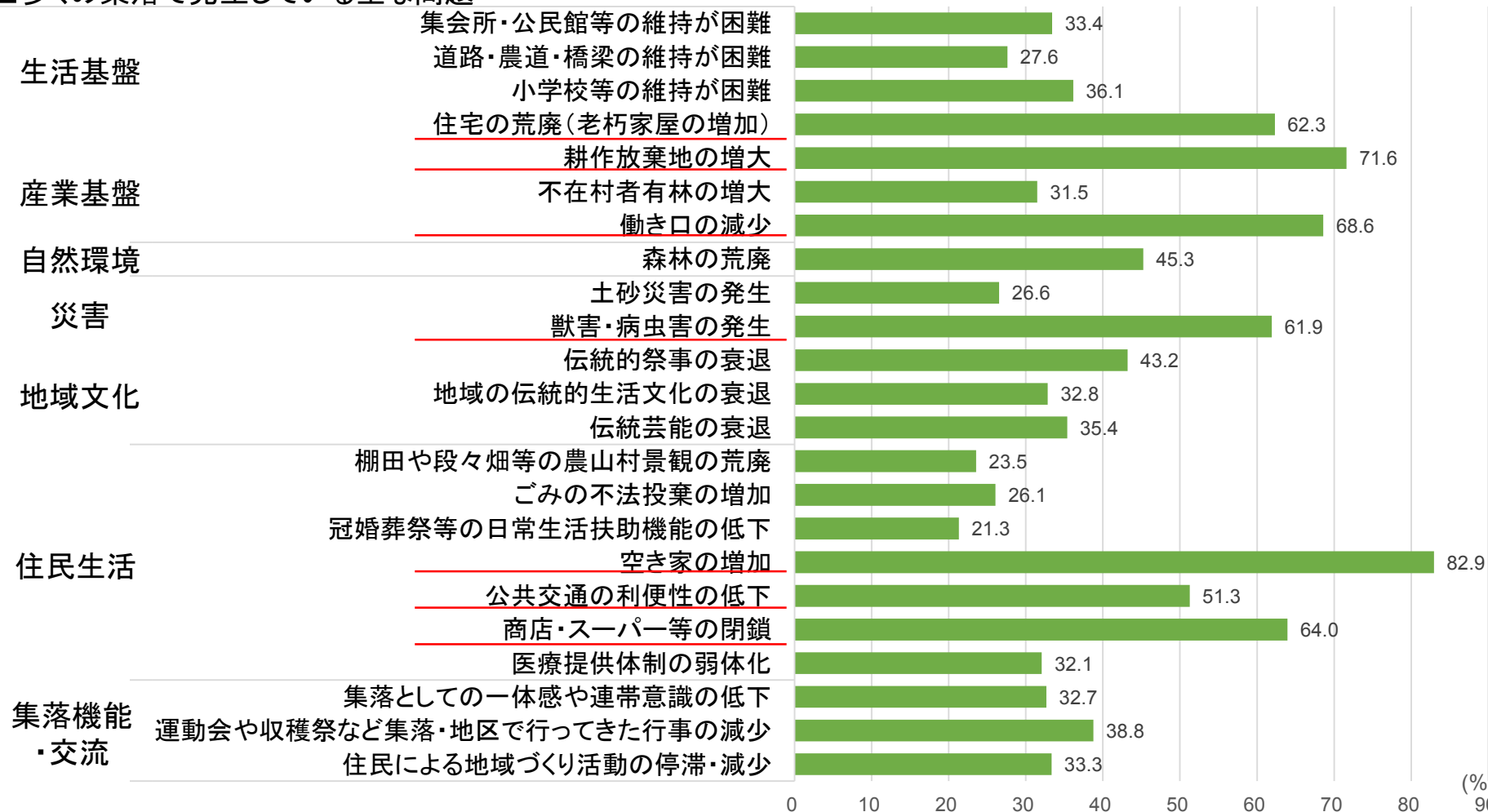


(備考) ① 国勢調査による。 ② 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

# コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

## ■ 多くの集落で発生している主な問題



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年3月国土交通省、総務省)

[http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03\\_hh\\_000095.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html)

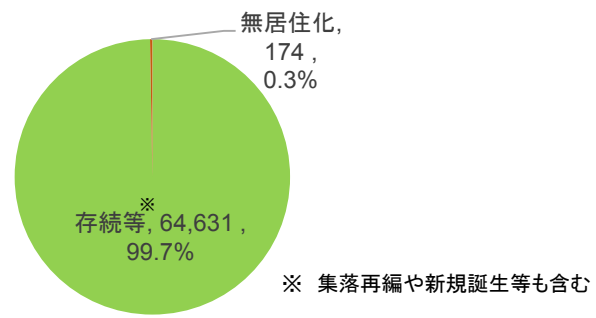
# 集落の人口動向

- 過疎地域等条件不利地域に存在する集落は、75,662集落で、638万世帯・1,538万人が居住(H27.4時点)
- 5年間で無居住化した集落は、全体の0.3%(174集落)
- 全体の40%の集落において5年間で転入者があり、25%の集落で子育て世帯が転入

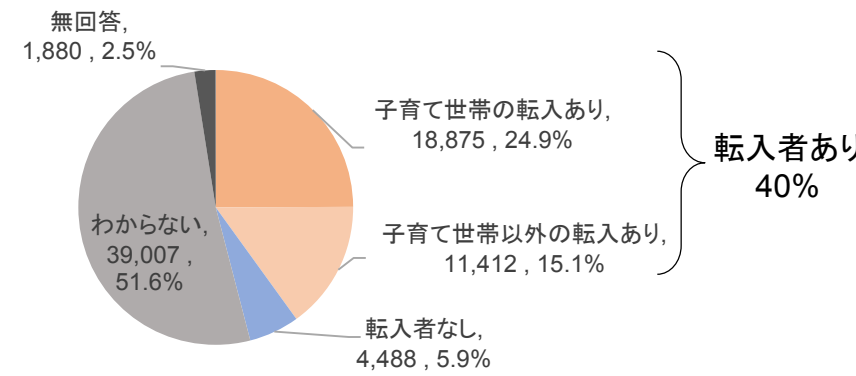
## ①人口動向

### ■集落の存続状況

(平成22年度調査から追跡可能な64,805集落の存続状況)

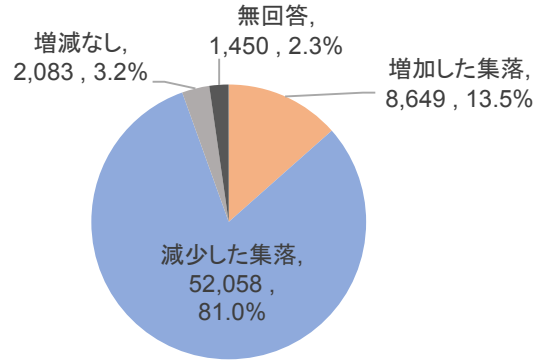


### ■集落への転入状況 (対象集落 75,662集落)

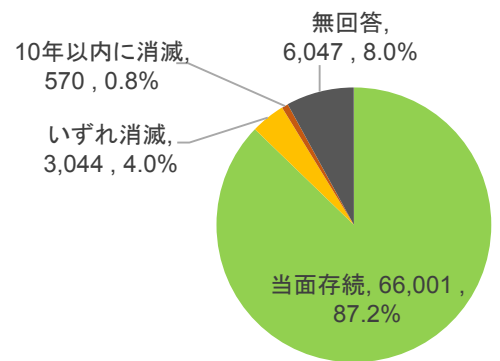


### ■集落の人口増減

(平成22年度調査と比較可能な64,130集落の人口増減)



### ②存続・無居住化の予測 (対象集落 75,662集落)



※平成26年12月27日閣議決定 平成29年12月22日改訂

長期ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）（～2019年度）

中長期展望  
(2060年を視野)

基本目標（成果指標、2020年）

主要施策とKPI

主な施策

生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進－ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化－

I.人口減少問題の克服  
◎2060年に1億人程度の人口を維持

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする  
◆若者雇用創出数(地方)  
2020年までの5年間で30万人 現状:18.4万人  
◆若い世代の正規雇用労働者等の割合  
2020年までに全ての世代と同水準  
15～34歳の割合:94.3%(2016年)  
全ての世代の割合:94.5%(2016年)  
◆女性の就業率 2020年までに77%:72.7%(2016年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援  
・3年間で2,000社支援(地域未来投資促進法の活用等)  
○観光業を強化する地域における連携体制の構築  
・訪日外国人旅行消費額8兆円:3兆7,476億円(2016年)  
・世界水準のDMOの形成数100  
○農林水産業の成長産業化  
・6次産業化市場10兆円:5.5兆円(2015年度)  
・農林水産物等輸出入 1兆円:7,502億円(2016年)

①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
・地域の技術の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化  
・創業支援・起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等  
・地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装、生活産業の実装等  
②観光業を強化する地域における連携体制の構築  
・DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備  
・多様な地域資源(文化、スポーツ、産業遺産等)を活用したコンテンツづくり  
③農林水産業の成長産業化  
・輸出プロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による雇用と所得の創出  
④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策  
・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進等

◆人口減少の歯止め  
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

② 地方への新しいひとの流れをつくる  
◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)  
東京圏への転入超過数:12万人(2016年)  
・東京圏→地方転出 4万人増 :1万人減(2016年)  
・地方→東京圏転入 6万人減 :1万人増(2016年)

○企業の地方拠点機能強化  
・雇用者数4万人増加 :11,560人※  
※地域再生計画(h29.11)に記載された目標値  
○地方における若者の修学・就業の促進  
・自道府県大学進学者割合平均36%:32.7%(2017年度)  
○地方移住の推進  
・年間移住あっせん件数 11,000件 :約6,800件(2016年度)

①政府関係機関の地方移転  
・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの充実  
②企業の地方拠点強化等  
・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等  
③地方創生に資する大学改革等  
・日本全国や世界から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等  
④地域における魅力あるしごとづくりの推進等  
・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等  
⑤子供の農山漁村体験の充実  
・教員の負担軽減、受け入れ農家の確保等の課題、送り手側と受け入れ側のマッチングの仕組み等について調査・分析を進め、支援策の充実強化を検討  
⑥地方移住の推進  
・移住・定住施策の好事例の横展開、農泊、「生涯活躍のまち」の推進  
・これまでにない地方生活の魅力の発信、Uターン対策の抜本的な強化

◆「東京一極集中」の是正

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる  
◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上 :42.6%(2017年2月暫定値)  
◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)  
◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%:93%(2015年)

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進  
・週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減 :7.7%(2016年)  
○若い世代の経済的安定  
・若者の就業率79%に向上 :77.7%(2016年)  
○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援  
・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100% :86.4%(2015年度)

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進  
・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開  
②若い世代の経済的安定  
・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援  
③出産・子育て支援  
・幼児教育の無償化、待機児童の解消

II.成長力の確保  
◎2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する  
◆立地適正化計画を作成する市町村数 300市町村:112都市(2017年7月)  
◆都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村  
◆居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村

○「連携中枢都市圏」の形成  
・連携中枢都市圏 30圏域:23圏域(2017年10月)  
○「小さな拠点」の形成  
・「小さな拠点」1,000か所:908か所(2017年度)  
・地域運営組織 5,000団体:3,071団体(2016年度)  
○大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応  
・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯等の支援に資する施設の併設率:2016年度～2025年度の期間内に建替え等が行われる団体のおおむね9割:84.4%(2016年度)

①まちづくり・地域連携  
・連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進  
・BID制度を含むエリアマネジメントの推進  
・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進  
・地方都市における「稼げるまちづくり」の推進(空き店舗活用等による商店街の活性化)  
②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)  
・地域住民による集落生活圏の特長像の含意形成及び取組の推進  
③大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化  
・公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進  
④地方公共団体の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進  
・地方公共団体に対する普及促進活動の展開、SDGs達成のためのモデル事例の形成

## Ⅲ. 今後の施策の方向

### 3. 政策パッケージ

（4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

#### 【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の促進や農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

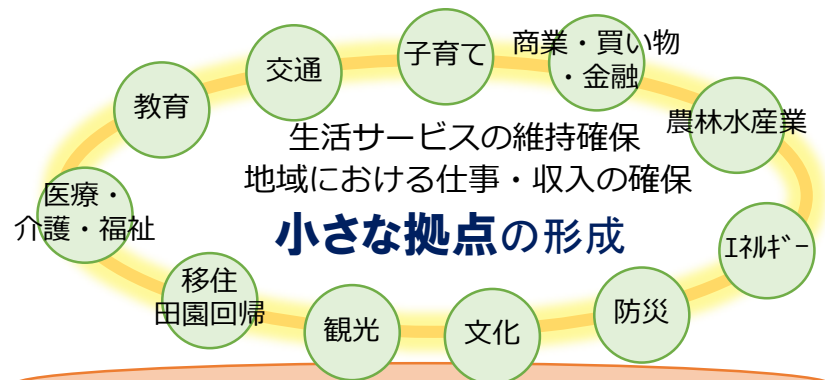
#### 【主な重要業績評価指標】

- 「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す
- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体を目指す



# 「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

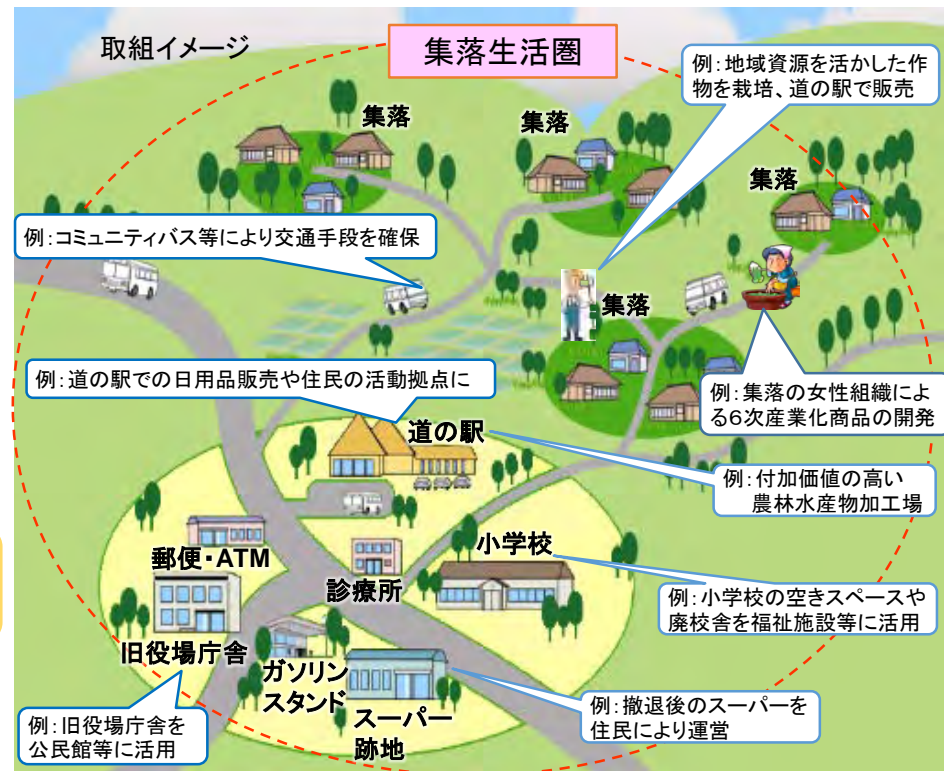
- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(**地域運営組織**)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2017年5月:908箇所)、地域運営組織を全国で5,000団体(2017年10月:4,177団体)形成する。



## 住民主体の地域課題の解決に向けた地域運営組織の形成

人材の育成・確保、資金の確保、事業実施ノウハウの取得、法人化の促進等

優良事例の横展開、人材・情報交流のためのプラットフォームづくり



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

## ■情報支援の矢

### ○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化
- ・RESASの利用支援を行う人材を国の出先機関に配置する等、地方公共団体や様々な主体による活用を推進

## ■人材支援の矢

### ○地方創生人材支援制度

- ・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

### ○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

### ○プロフェッショナル人材事業

- ・プロフェッショナル人材の地方還流を実現

## ■財政支援の矢

### ○地方創生推進交付金 30年度:1,000億円(事業費ベース:2,000億円程度)

【平成30年度予算】官民協働・地域間連携等の観点から先駆性のある取組等を支援

### ○生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金 29年度:600億円(事業費ベース:1,200億円)

【平成29年度補正予算】「新しい経済政策パッケージ」に基づき、「生産性革命」等に向けた地方公共団体が行う先導的な施設整備等の取組を支援

### ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

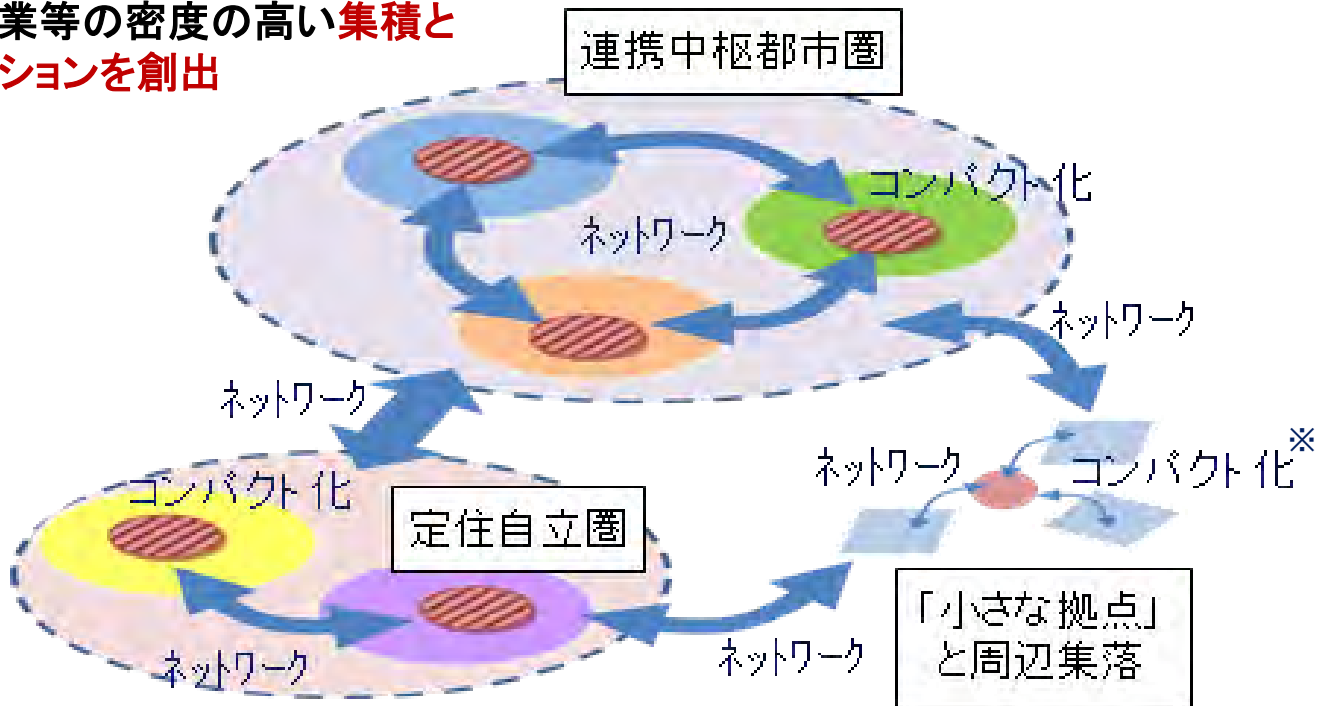
- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

### ○まち・ひと・しごと創生事業費(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(30年度:1.0兆円)

## 国土構造、地域構造：重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

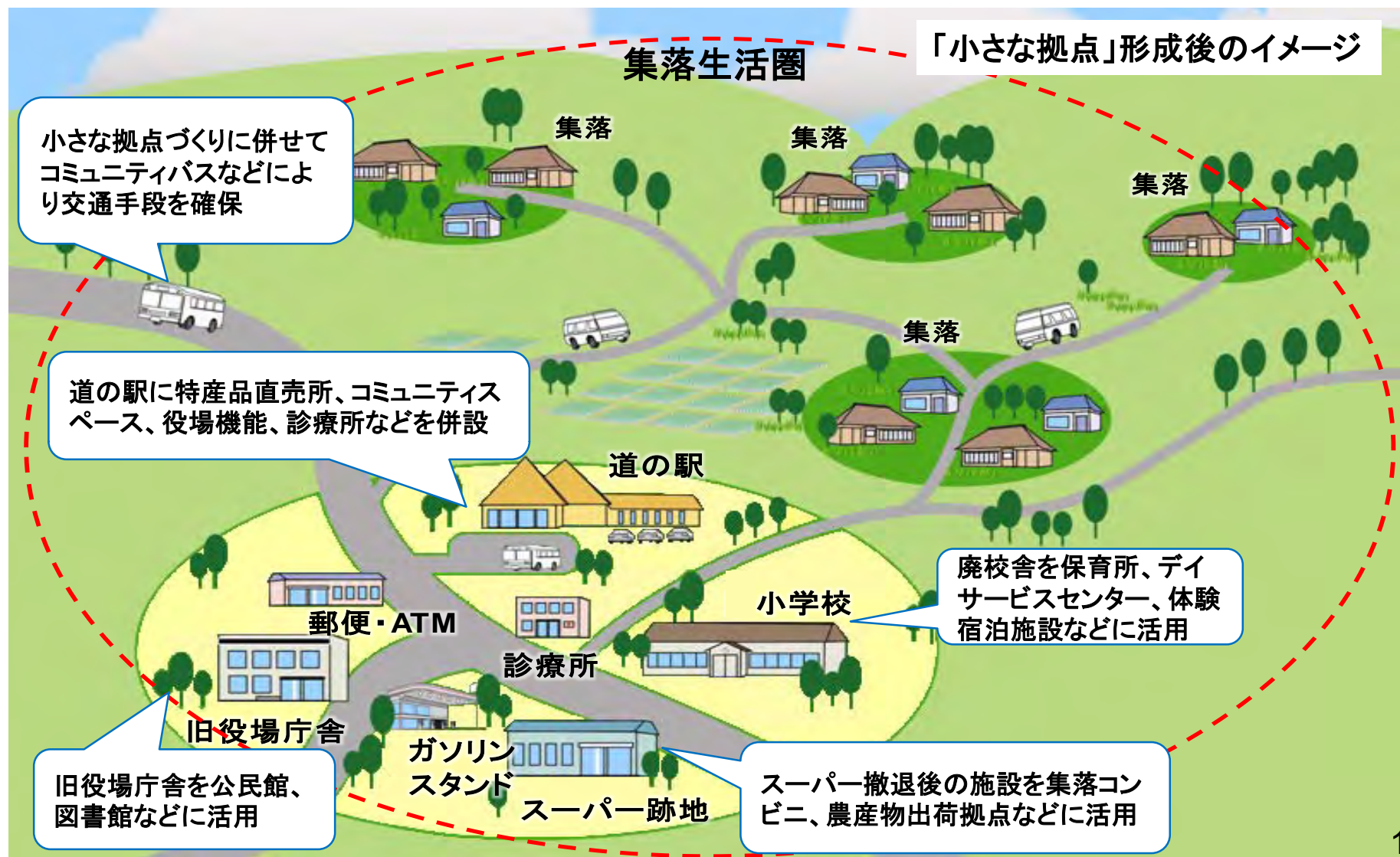
- 生活に必要な各種機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各地域をネットワークで結ぶ
  - ▶ 利便性を向上、圏域人口を維持
  - ▶ 必要な機能を維持（人口減少社会の適応策）
- 様々な「コンパクト+ネットワーク」の国土全体への重層的かつ強靱な広がり
  - ▶ 生活サービス機能、高次都市機能、国際業務機能を維持・提供
  - ▶ 災害に対しても強くしなやかな国土構造を実現
  - ▶ 個性を際立たせるための産業等の密度の高い集積とネットワークにより、イノベーションを創出



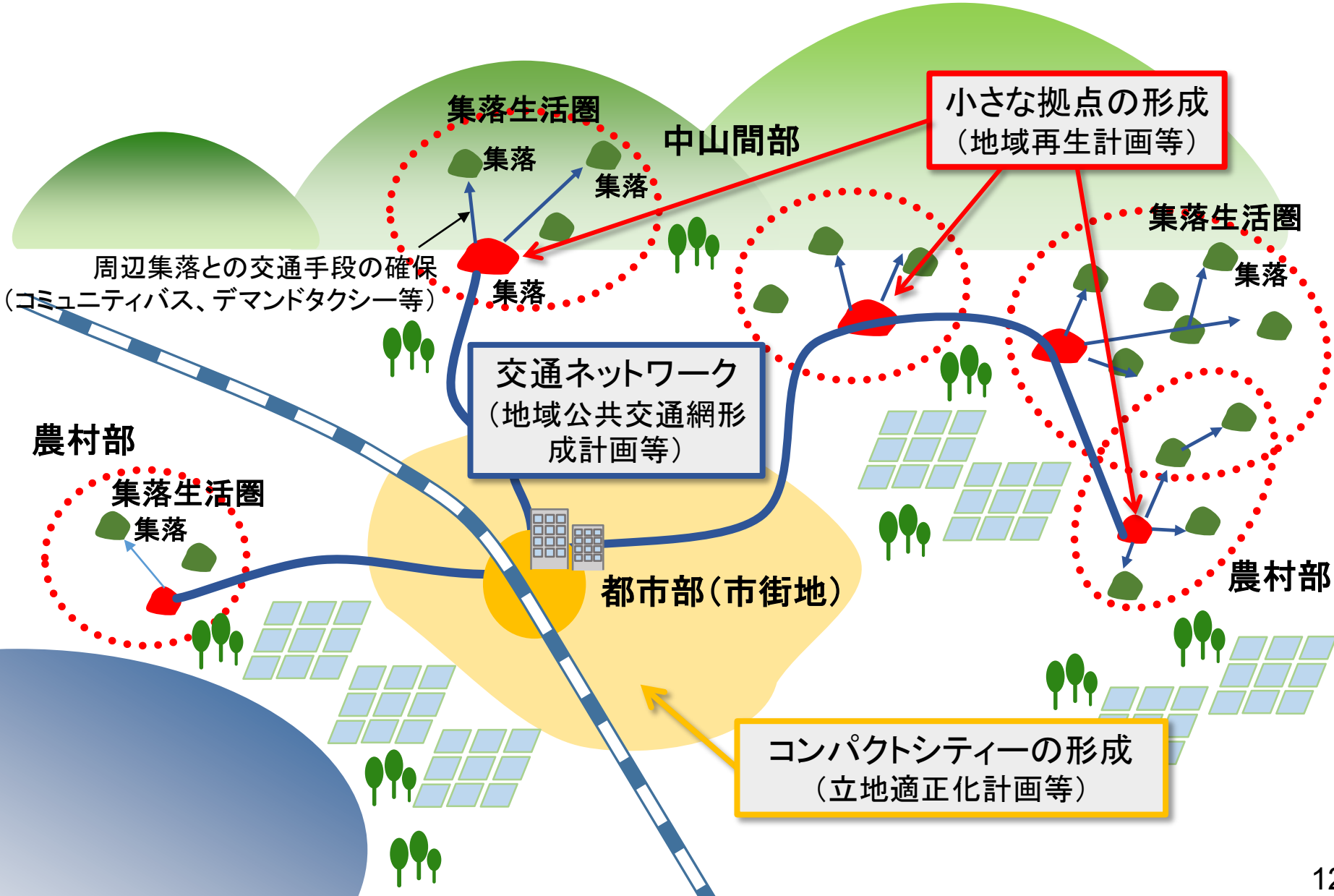
※集落地域においては居住機能の集約までを本来的な目的とはしない

# 「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が散在する地域(集落生活圏)において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組



# 小さな拠点と交通ネットワークの広域イメージ



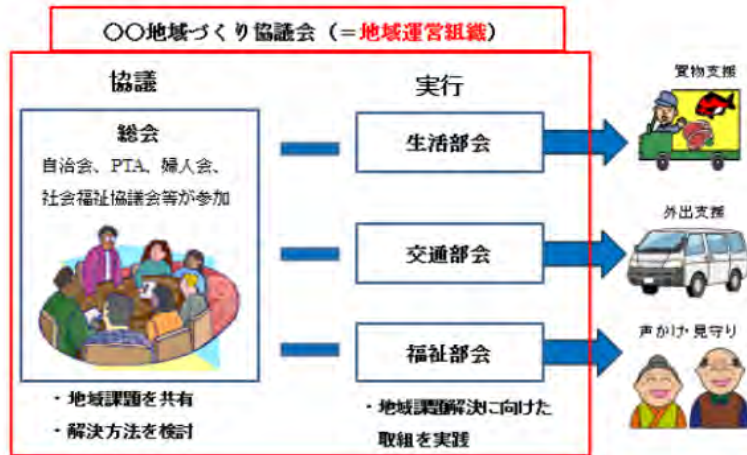
# 「地域運営組織」とは

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書より  
《平成30年3月 総務省》

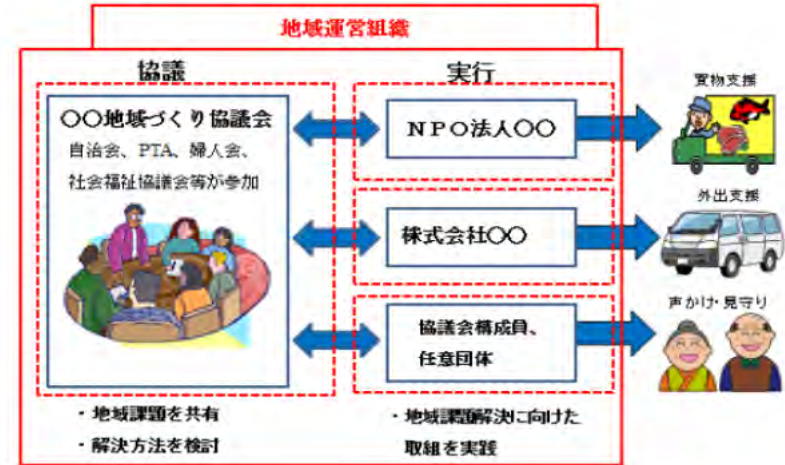
## 地域運営組織とは

- 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある

### （一体型のイメージ）



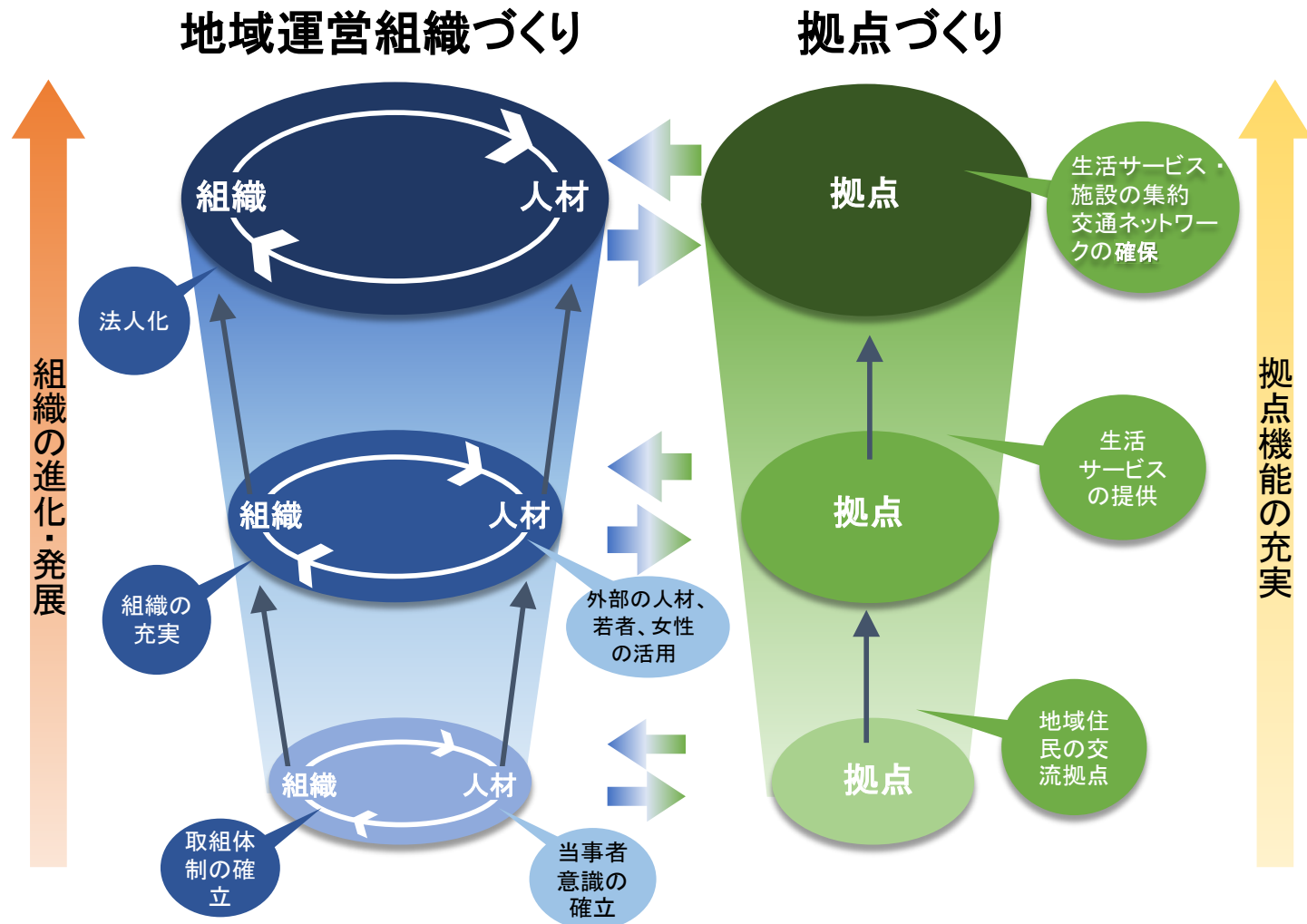
### （分離型のイメージ）



## 活動実績

- 活動範囲は主に「小学校区（旧小学校区）」（概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア）
- 675市町村で組織されており、全国で4,177団体（平成28年度は3,071団体（609市町村））
- 現在、一部または全域に地域運営組織が存在しない市町村においても、86.4%の市町村（有効回答1,014市町村のうち877市町村）が必要性を認識
- 主な活動内容は高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業、公的施設の維持管理など多様
- 主な収入源は市町村からの補助金、構成員からの会費、公的施設の指定管理料、利用者からの利用料

# 「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント



地域住民による活動のステップ



地域住民の暮らしの拠点形成

# 「小さな拠点」づくりに向けた地域住民による活動ステップ

## ステップ① 【意識の喚起－内 発的な計画づくり】

### ○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定

- ・今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定します。

## ステップ② 【取組体制の確立】

### ○地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成

- ・持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成します。

## ステップ③ 【生活サービスの 維持確保】

### ○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、 周辺集落との交通ネットワークの確保

- ・日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進します。

## ステップ④ 【仕事・収入の 確保】

### ○地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、 地域経済の円滑な循環の促進

- ・コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促します。（複数の事業を組み合わせる取組や横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要があります。）



# 小さな拠点・地域運営組織の取組例

## 【ポイント】

- 小学校区や旧村のエリアにおいて、地域の課題に対応した事業の実施
- 自治会、町内会や婦人会、社会福祉協議会、農協など既存の組織・団体と連携

高齢者が多いが見守る人がいない・・・

### ○高齢者の見守り

- ・定期的な高齢者の住宅訪問と声かけ
- ・他の事業(市から受託した水道検針、お弁当の宅配)実施時に、声かけ
- ・災害時に備えて、援助の必要な人の把握と、被援助者の登録管理

集落唯一の商店もなくなり、車の運転も限界・・・

### ○生活サービス

- ・撤退した商店やガソリンスタンドを地域運営組織が借り受けて運営
- ・地域の公民館に商店を運営
- ・買い物代行サービスの実施
- ・宅配弁当サービスの実施

### ○交通の確保

- ・地域運営組織が運営する商店への無料送迎サービス
- ・自治体の補助を受けてミニバンを購入し、自家用有償旅客運送事業の実施

日中の居場所がない、子育てに不便・・・

### ○コミュニティづくり

- ・空き店舗を活用した地域住民の交流サロンの設置・運営
- ・婚活イベントの実施

### ○子育て・地域社会教育

- ・保育園や学童保育の運営
- ・中高生の地域づくり活動への参加の受け皿
- ・公民館の指定管理による生涯学習活動

農業の後継者がいない、働き口がない・・・

### ○農林業・特産品

- ・農事組合法人を設立し、共同して農業を実施
- ・地域の農産物を生かして、特産品を開発
- ・道の駅の指定管理を受けて、物産品を販売

地域に誰も来ない・・・

### ○移住者の受け入れ、農村交流

- ・古民家を改修して、農泊を実施
- ・廃校舎を改修し、移住者のお試し居住に活用

# 行政の支援例

## 【ポイント】

- ・地域運営組織の立ち上げ・運営にあたっては、行政(市町村)の支援が必要不可欠
- ・地域づくりのパートナーとして、地域課題の解決に向けて、協働して取り組むことが有効

### ○体制の確立

- ・支所も含め市町村役場内に地域支援の体制・組織づくり
- ・各地域担当職員の配置による地域との総合的な対応の実施
- ・地域でのワークショップ開催への市町村の積極的な関与・支援



- ✓ 地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、全庁的に支援
- ✓ 地域運営組織の立ち上げや持続的な運営をサポート

### ○活動拠点・資金の確保

- ・公民館等の地域の交流拠点施設の指定管理
- ・自治会や各種協議会等に個別に委託していた事業(交通安全、青少年育成、保険指導、環境美化等)を地域運営組織に一括化
- ・従来の個別補助金を統合し、活動運営資金のための補助金・交付金による支援



- ✓ 指定管理等により活動拠点を確保
- ✓ 事務局員の人件費も含め、行政からの支援(指定管理料や交付金等)により、資金を確保
- ✓ 事業を一括して行うことにより、地域のことがなんでも把握できるように

### ○人材育成・確保

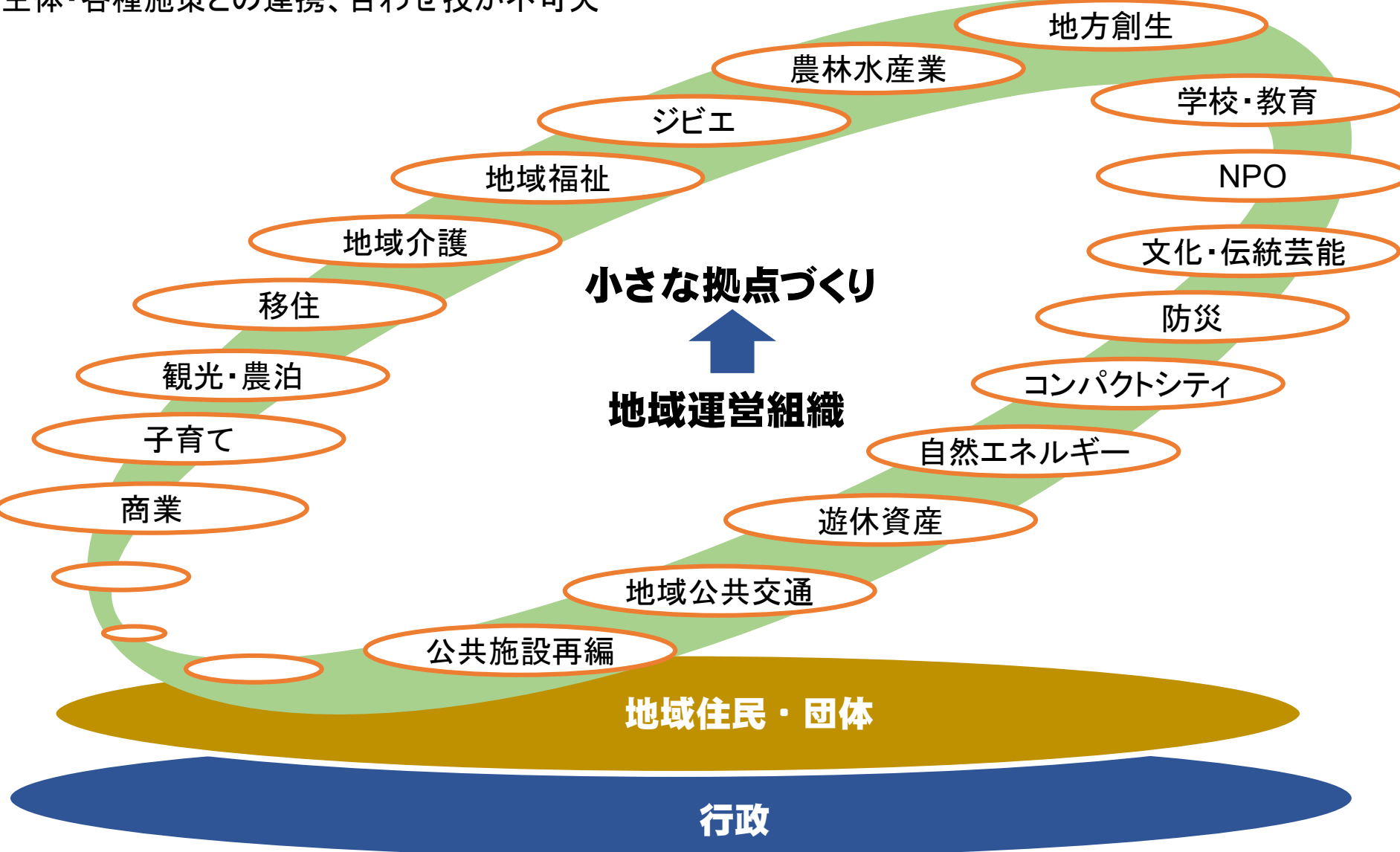
- ・都道府県による市町村職員や住民への研修
- ・市町村による地域づくりを行う団体への研修
- ・地域おこし協力隊や集落支援員の活用
- ・地域運営組織同士の学び合いの場の開催



- ✓ 地域リーダーのみならず、組織の事務局職員の確保・育成をサポート

# 各種施策との連携

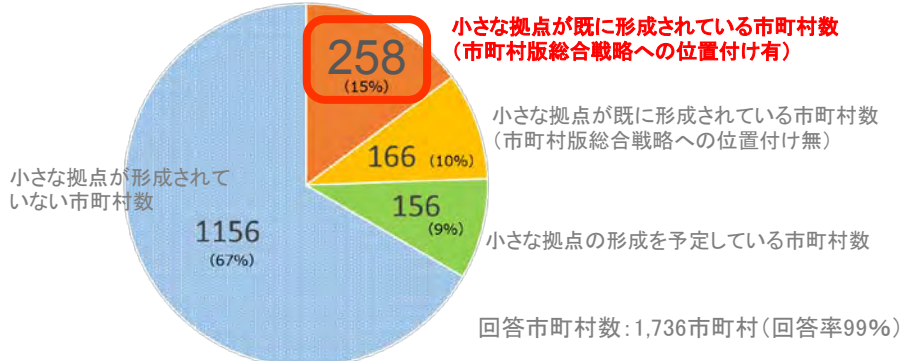
小さな拠点・地域運営組織の形成にあたっては、限られた人材・資金で、地域の課題解決のため、多様な主体・各種施策との連携、合わせ技が不可欠



# 小さな拠点づくりに関する実態

- 回答のあった市町村のうち、約24%にあたる424市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は258市町村(約15%)あり、**全国で908箇所**(平成28年10月末時点:722箇所)の小さな拠点が形成
- 908箇所のうち、83%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

## 小さな拠点の現況



## 小さな拠点における地域運営組織の現況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点908箇所について集計)

### 地域運営組織の有無

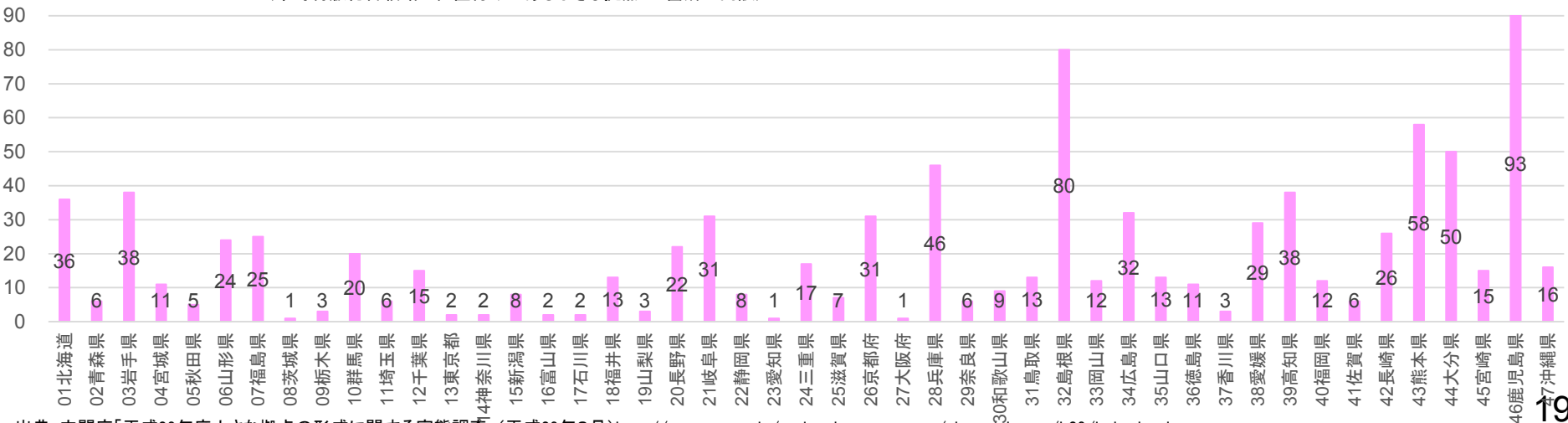


### 小さな拠点908箇所に関する各種データ

- 小さな拠点1箇所あたりの集落生活圏人口<sup>※1</sup>は約2,620人
  - 集落生活圏に存在する集落は全国で合計13,941集落。小さな拠点1箇所あたり約15集落
  - 日本の全人口<sup>※2</sup>の約1.9%が、集落生活圏で暮らしている
- ※1 小さな拠点を利用して生活している人の数  
 ※2 平成27年国勢調査を参照

## 都道府県別の小さな拠点の形成状況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点908箇所の内訳)

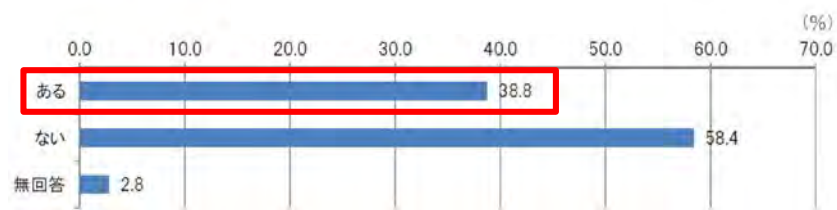


出典: 内閣府「平成29年度小さな拠点の形成に関する実態調査」(平成29年8月) [http://www.cao.go.jp/regional\\_management/about/chousa/h29/index.html](http://www.cao.go.jp/regional_management/about/chousa/h29/index.html)

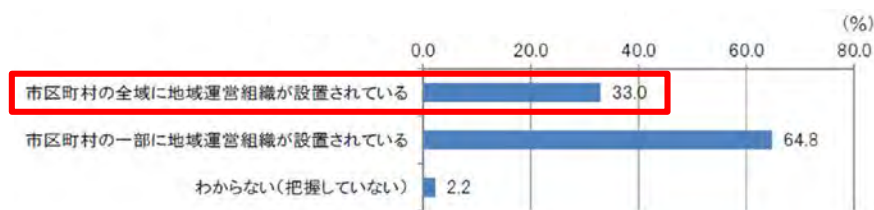
# 地域運営組織に関する実態

- 総務省の調査によると、有効回答1,741市町村中の675市町村(38.8%)で地域運営組織が組織されている。組織数は全国で4,177団体
- 地域運営組織が組織されている675市町村のうち、市町村の全域に設置されている市町村は33.0%
- 地域運営組織の活動範囲については、小学校区が46.6%と最も多い

■ 地域運営組織の有無 (有効回答: 1,741市町村)



■ 地域運営組織の設置状況 (地域運営組織のある市町村数: 675市町村)



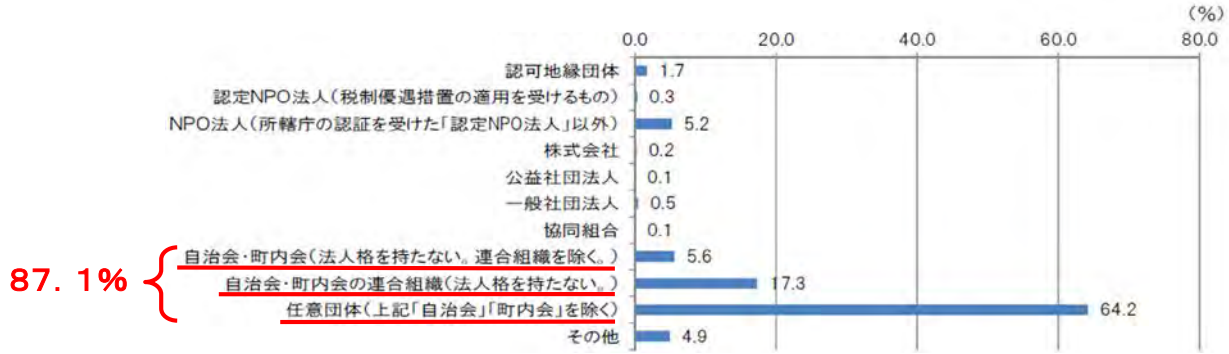
■ 地域運営組織の活動範囲と学区の関係性 (地域運営組織数: 4,177団体)



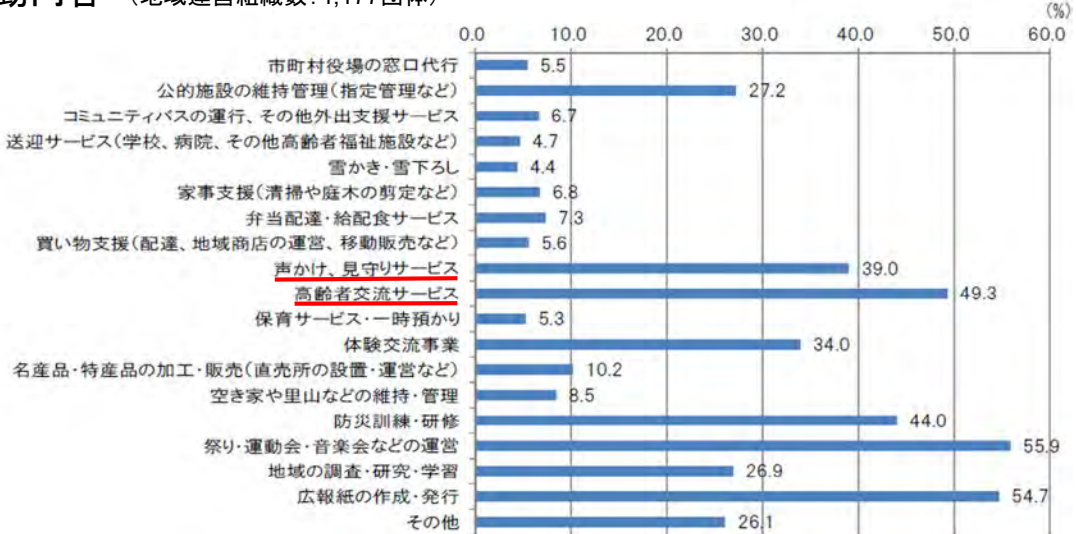
# 地域運営組織に関する実態

○地域運営組織の組織形態については、自治会・町内会を含め**任意団体が87.1%**  
 ○活動内容については、地域の生活や暮らしを見守る取組としては、「**高齢者交流サービス**」(49.3%)が最も多く、次いで「**声かけ・見守りサービス**」(39.0%)となっている。  
 ※そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」(55.9%)、「広報誌の作成・発行」(54.7%)といった活動が多い。

## ■ 地域運営組織の組織形態 (地域運営組織数: 4,177団体)



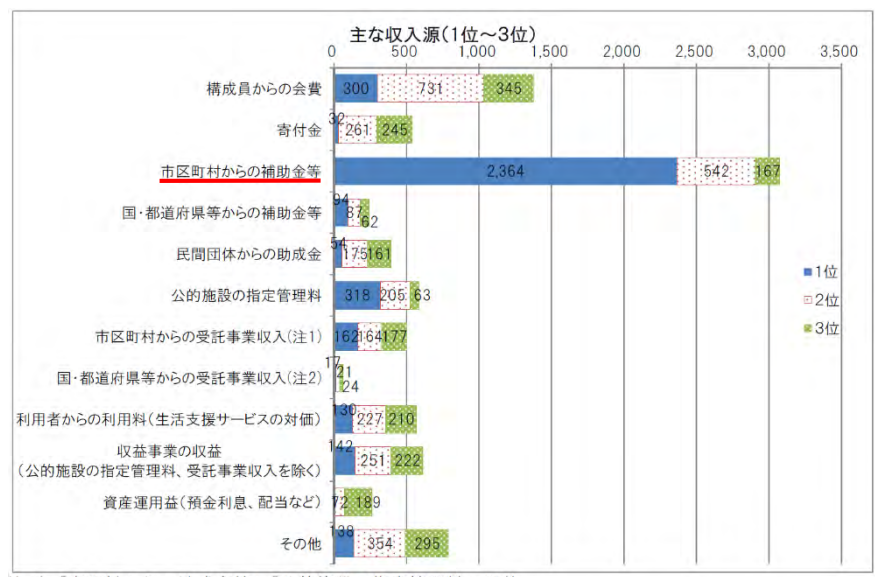
## ■ 実施している活動内容 (地域運営組織数: 4,177団体)



# 地域運営組織に関する実態

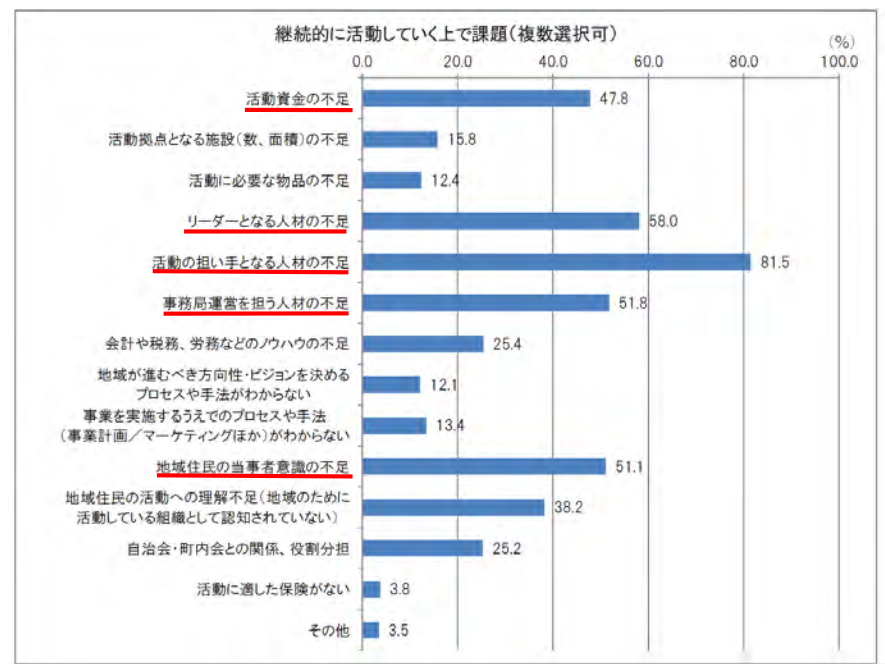
○主な収入源は、「市区町村からの補助金等」が最も多い  
 ○継続的に活動していく上での課題として、「活動の担い手となる人材不足」が**81.5%**となり、その他も人材の不足に関する課題や、地域住民の当事者意識の不足、活動資金の不足が多い

■地域運営組織の主な収入源 (地域運営組織数: 4,177団体)



注1) 「市区町村からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外  
 注2) 「国・都道府県等からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外

■継続的に活動していく上での課題 (地域運営組織数: 4,177団体)  
 (複数回答)



出典: 「平成29年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」(平成30年3月総務省) [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000542797.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000542797.pdf)

# 「田園回帰」に関する調査研究について

「田園回帰」に関する調査研究中間報告書  
(平成29年3月 総務省地域力創造グループ過疎対策室)

## 過疎地域への移住者の状況

- 平成12年国勢調査では、約107万人（全国移住者約1,622万人のうちの6.6%）
- 平成22年国勢調査では、約84万人（全国移住者約1,306万人のうちの6.5%）

## 地図でみる都市部から過疎地域への移住の状況

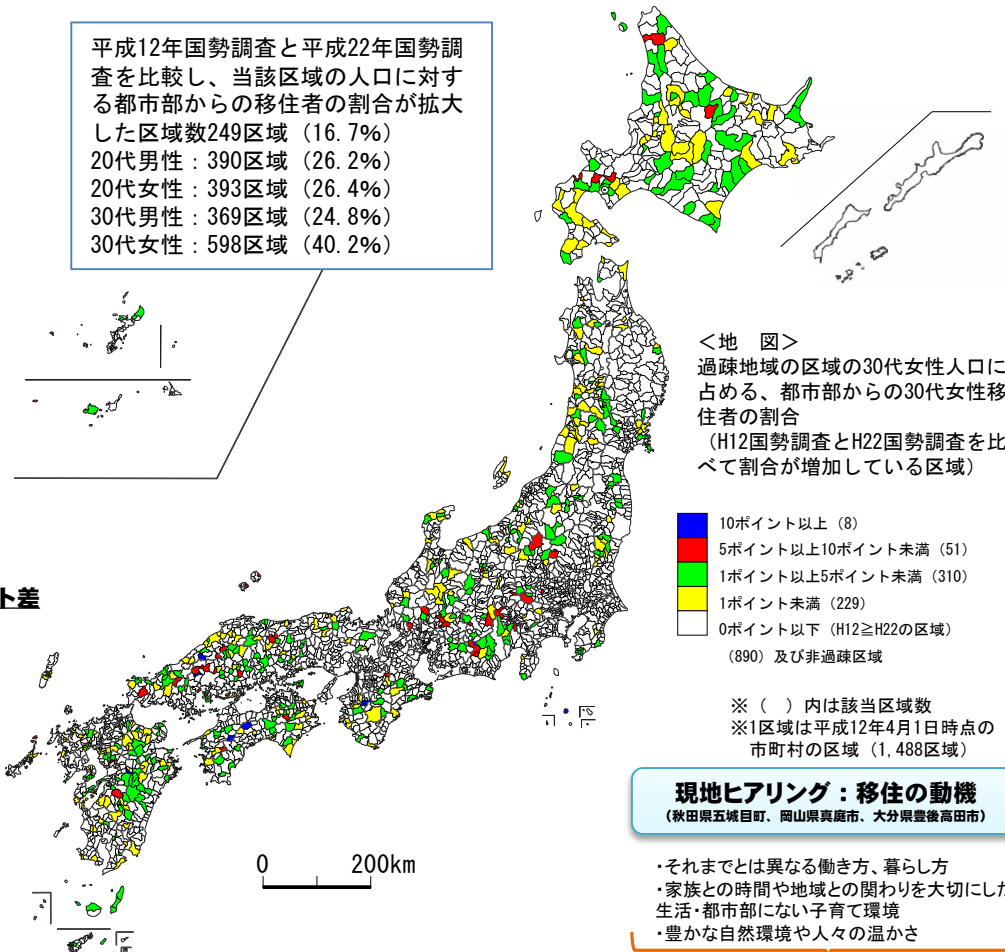
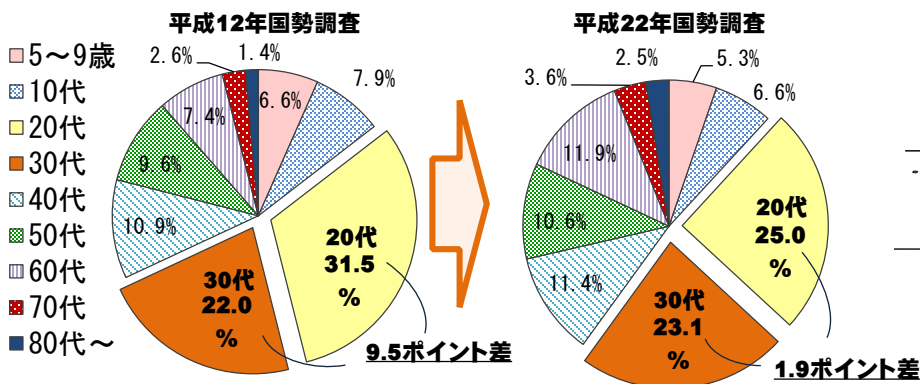
- 平成12年、平成22年ともに、全国の過疎地域の全ての区域で都市部からの転入者がある。
- 過疎地域の区域の40.2%（598区域）で、30代女性人口に占める都市部からの30代女性移住者の割合が拡大。

## 都市部から過疎地域への移住者の状況

- 移住者の年代別内訳は、平成12年、平成22年ともに、20代の割合が最も高い。
- 平成22年国勢調査では、20代の割合と30代の割合の差が縮小。
- 過疎地域への移住の志向が30代にも拡大。
- 転入元が他の都道府県の都市部からの移住者が約7割。
- 転入元が他の地域ブロックの都市部からの移住者は約5割。

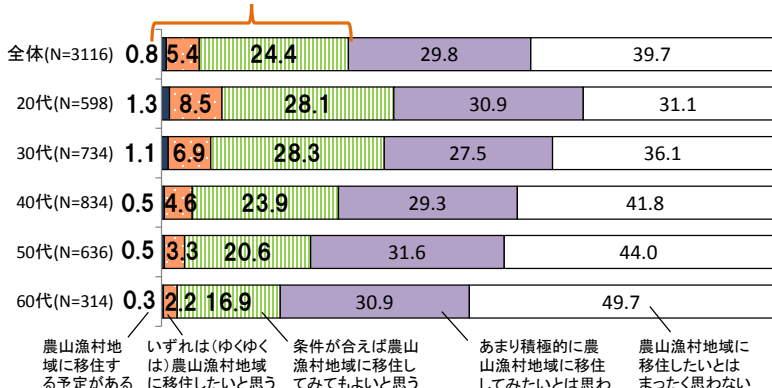
平成12年国勢調査と平成22年国勢調査を比較し、当該区域の人口に対する都市部からの移住者の割合が拡大した区域数249区域（16.7%）  
20代男性：390区域（26.2%）  
20代女性：393区域（26.4%）  
30代男性：369区域（24.8%）  
30代女性：598区域（40.2%）

## 【都市部から過疎地域への移住者の年代別内訳】



## 都市部の住民の意識調査

- 農山漁村地域に移住してみたいと回答した割合は、全体では30.6%、20代で37.9%、30代で36.3%であり、若い世代ほど移住の意向が強い。



## 【移住したい理由】

- ・「気候や自然環境に恵まれたところで暮らしたいから」(46.7%)
- ・「環境にやさしい暮らし(ロハス)やゆっくりとした暮らし(スローライフ)、自給自足の生活を送りたいから」(28.3%)

## 【移住後にしたい仕事】

- ・「持っている資格や知識、スキルが活かせる仕事に就きたい」(26.3%)

## 現地ヒアリング：移住の動機

(秋田県五城目町、岡山県真庭市、大分県豊後高田市)

- ・それまでとは異なる働き方、暮らし方
- ・家族との時間や地域との関わりを大切にしたい生活・都市部にはない子育て環境
- ・豊かな自然環境や人々の温かさ

過疎地域の「暮らしの場」、  
「自己実現ができる場」としての価値を見出している。



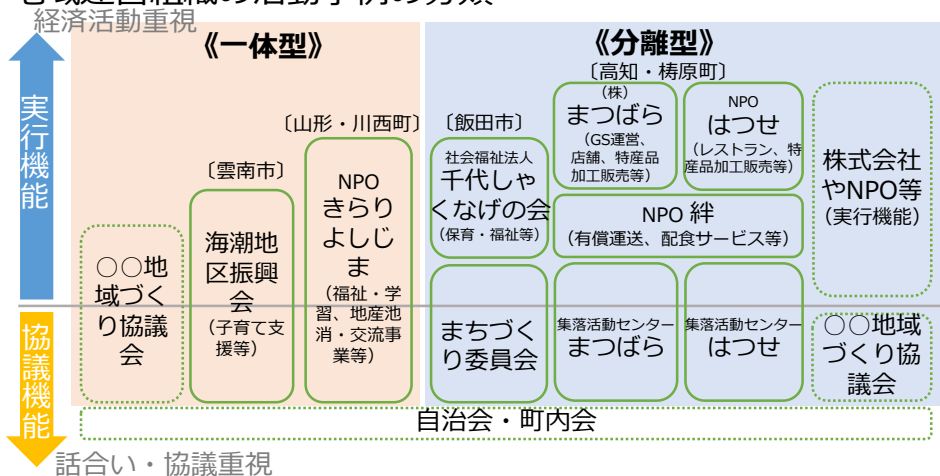
## 1. 地域運営組織の考え方

### (1) 地域運営組織の現状

- 全国494市町村で1680団体が活動（H28年度総務省調査）
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守り等の高齢者の暮らしを支える活動が多い
- 子育て支援や児童教育、公民館活動による生涯学習等の社会教育を担う事例もある

### (2) 地域運営組織の分類

- 地域運営組織は、  
「**協議機能**（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と  
「**実行機能**（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を  
有する組織で、**協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」**と**協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」**がある
- 地域運営組織の活動事例の分類



### (3) 地域運営組織の基本的考え方

- 地域住民の生活の質を向上させていくため、**地域住民が自らの必要性に基づいて組織**するもの
- 基本理念：**自分たちでできることは自分たちで行う**
- 自主的な活動に基づく組織であり、組織形態も活動に  
応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合は、**権利能力を持たせるため法人格を取得する必要性が増大**

#### • 地域運営組織の基本的要素

- ① 行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属する
- ② 経済活動を含む地域の共同活動を行うこと
- ③ 一定の区域を基礎とした組織であること

- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがる

#### • 地域運営組織の設立に必要な環境

- ① 地域住民の当事者意識の醸成
- ② 地方公共団体のサポート
- ③ 財源・制度・人材等の組織設立を促す条件整備

- 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

## 2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

### (1) 法人化の推進

- 地域運営組織の活動は多様であり、これまでもNPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社等の多様な法人制度が活用されているが、現行法人制度の有効活用に加え、多様な法人類型の整備の検討が必要



● **認定NPO法人**：活動の進捗によりNPO法人は、認定NPO法人の取得とその優遇措置の活用が望ましい

● **地域住民主体型のNPO法人**：NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容されるため、積極的な活用が望ましい（NPO法の解釈の明確化）

● **社会的利益追求を目的とした営利法人**：地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる

#### ● **地縁型組織の法人格**

既存の法人制度を参考にしつつ、経済活動を行う地縁型組織の法人化を促進する上で現行の制度に不足している点があるかどうか、また、どのような制度にしていくことが望ましいか、検討する必要がある

#### 【**検討の留意点**】

- **設立目的**：地縁型組織が経済活動を行うために必要な権利能力を取得することができるようにすることが望ましい
- **構成員**：区域のすべての住民が構成員になることができ、地域の相当数の住民が主体となって構成することが不可欠  
区域外の住民や各種団体と適切な連携を図りつつも、議決権を有する構成員は地域の住民に限ることが適当
- **地域代表性**：地域で活動している既存の法人活動を排除することのないよう特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度の創設は慎重な検討が必要
- **ガバナンス**：構成員が多数になる場合には、総代会のような意思決定の仕組みを設けることも考えられる  
活動の多様性を踏まえ、一律に計算書類等の作成の義務付けを行うことは適当ではないが、経済活動を行う場合、取引の安全、第三者保護の観点から一定の書類等について作成・公開を行う仕組みも考えられる

## 2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

### (2) 人材の育成・確保（地域づくりの自覚の形成や、スキル磨き）

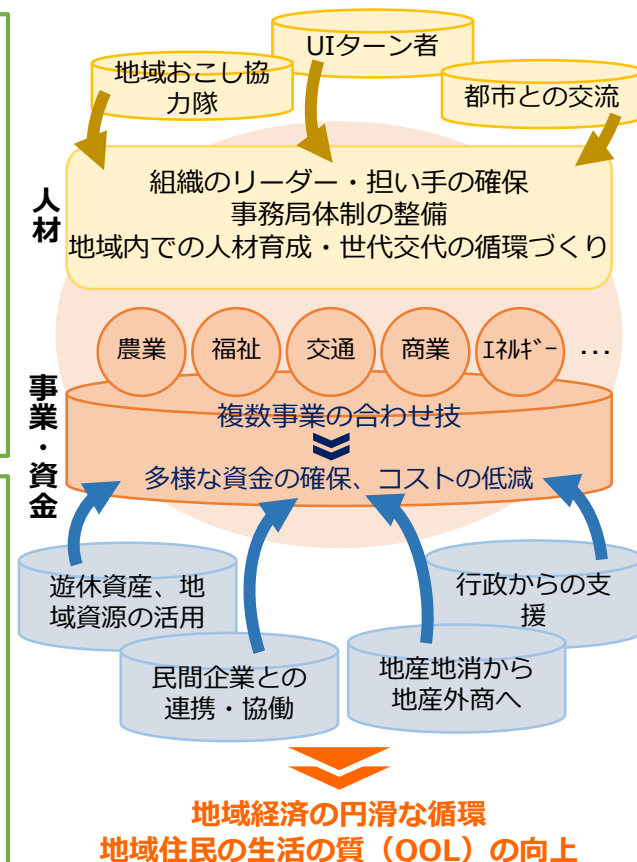
- ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- 地域運営組織の取組の推進のため、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効
- UIターン者の呼び込み、地域資源を活用した都市との交流、地域おこし協力隊等の活用を図るべき

### (3) 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- ただし、行政や外部組織からの支援に全面的に依存するのではなく、自力による多様な資金の確保策の検討が必要。地域貢献活動を行う民間企業との連携・協働も重要
- 複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

### (4) 事業実施のノウハウ

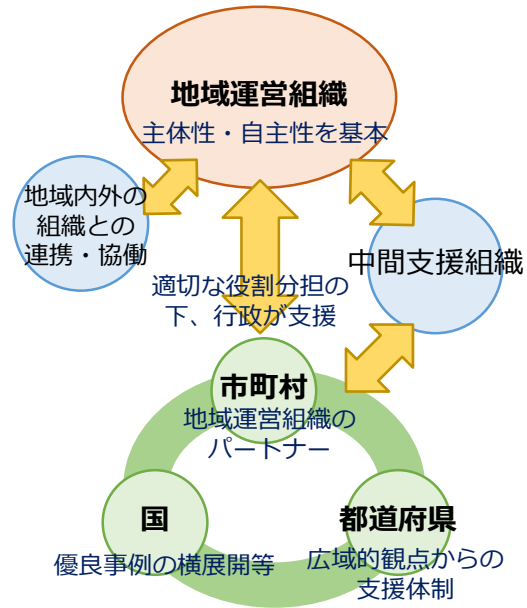
- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意
- 事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要
- 計画を立案・実践する中で、進捗状況と成果を確認し、事業の改善、効率化を図るサイクルの確立も重要



## 2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

### (5) 行政の役割、中間支援組織や多様な組織との連携

- 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要
- 都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立が必要
- 国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要。また、地域運営組織の情報交換の場となる全国的なプラットフォームや、取組効果の「見える化」、優良事例の横展開を進めることが必要
- 行政による支援とともに中間支援組織による支援も期待。地域の実情に即して、中間支援組織の立上げや活動を行うための様々な支援も重要
- 地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要



### (6) 都市部における取組

- 都市部においても、特に高度経済成長期に整備した住宅団地等において、人口減少・高齢化と生活サービスの減少は、中山間地域と同様の課題。地域運営組織の取組が進んでいる地域は、従来からの地域コミュニティが基盤
- 特定の地域の先駆的な取組を、行政が横展開する形で支援を行うことも重要
- 取組に要する費用が高い点や、収益事業につながる地域資源が乏しい点がある一方で、様々な職業経験を持った多種多様な人材がいることなど、中山間地域との取組条件の違いに留意
- 今後、急速な高齢化・人口減少に伴い、中山間地域と共通する点が多く、地域運営組織の活動状況について、知見を蓄積し、横展開を図ることが求められる

## 3. おわりに

- 国は、本報告の内容及び地域運営組織の重要性について、全国の地方公共団体への理解・普及と地域住民への意識啓発につなげていくことが重要
- 都道府県・市町村は、地方公共団体間や中間支援組織との協働により地域運営組織の育成を図ることが重要
- 地域運営組織の量的拡大と質的向上に向けた契機となることを期待

# 小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

## 中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2017年度 908箇所)
- ・地域運営組織を5,000団体(2017年度 4,177団体) の形成を目指す

### ①情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設・運営、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

### ②人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

### ③財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H30年度予算)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.2億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(100.7億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上(H30年度500億円)

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

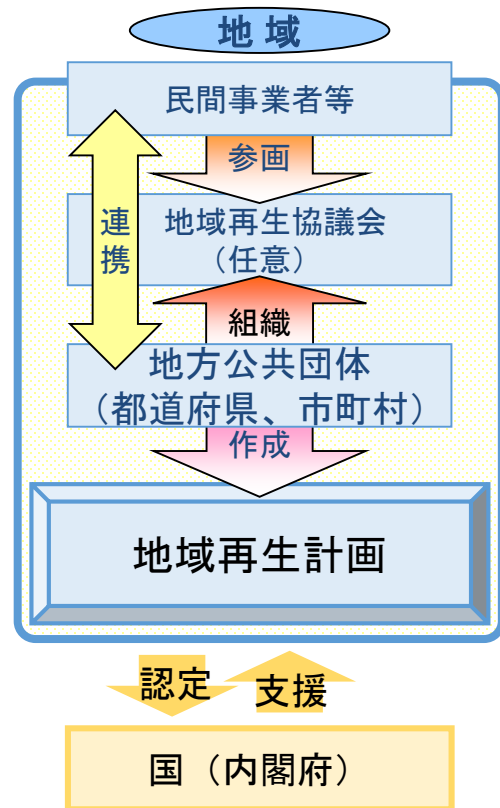
# 地域再生制度を活用した「小さな拠点」の形成

地方公共団体により地域再生制度を活用することにより、小さな拠点や地域運営組織の形成に向けた様々な支援が可能に

## ○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

## ○ 地域再生計画



地域再生制度を活用すると府省横断的に様々な支援措置を活用できる。



## 小さな拠点の形成に向けた主な支援制度

- ① 国から地方公共団体への交付金による支援  
地方創生推進交付金を活用し、小さな拠点の形成や地域運営組織の形成に向けたソフト事業について支援が可能に
- ② 土地利用計画による農地転用・農振除外や開発許可等の特例  
集落に必要な生活サービス施設等を誘導する小さな拠点の形成と周辺農地の保全・利用を図る地域再生土地利用計画の作成（都道府県知事同意）により、農地法や農振法、都市計画法の特例が活用可能に
- ③ ふるさと会社への投資を応援する税制  
地域の雇用創出や生活サービスの提供などの小さな拠点事業を行う株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資額分を寄付金控除（小さな拠点税制）
- ④ 地域運営組織を法的に位置付け  
地域運営組織等の法人を地域再生推進法人として地方公共団体が指定することにより、官民連携による地域再生を推進

※①～③は地域再生計画の作成・認定が必要

# 地域再生法の一部を改正する法律(平成27年8月10日施行)の概要：「小さな拠点」形成

## まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
- ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

### 「小さな拠点」のイメージ



**地域再生計画**(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

**I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約** **法律**

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】
  - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
  - ・就業機会を創出する施設(地場産物の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

**II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興** **法律**

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 【第17条の9】

**III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保** **法律**

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け 【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

**IV 生活サービスを提供する担い手を確保** **法律**

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】

### 小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援

# 地域再生推進法人の活用

- 地域再生を推進するに当たっては、地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要。
- 地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として営利を目的としない法人（例：NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等）又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を**地域再生推進法人**として指定することが可能。

## 地域再生推進法人の指定の主なメリット

- ・ 官民協働の取組の一環として、**NPOや会社等と連携した地域再生事業の推進**が可能。（**地域再生計画の作成・認定は必要なし**）
- ・ 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による**届出義務が免除**。

## 地域再生推進法人の指定フロー



- ### 地域再生推進法人の業務
- ・ 地域再生の事業を行う者に対する情報の提供、相談その他の援助
  - ・ 地域再生計画に記載された事業の実施又は当該事業への参加
  - ・ 地域再生計画に記載されて事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡
  - ・ 地域再生の推進に関する調査研究
  - ・ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案 等

- ### 地域再生推進法人になることができる法人
- ◆ 「**営利を目的としない法人**」
  - ◆ 「**地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社**」
- 地域運営組織の指定も可能
- ・ 一般社団法人・一般財団法人
  - ・ 公益社団法人・公益財団法人
  - ・ 特例民法法人
  - ・ 学校法人・準学校法人
  - ・ 国立大学法人・公立大学法人
  - ・ 社会福祉法人・医療法人
  - ・ 特定非営利活動法人
  - ・ 農業協同組合・農事組合法人
  - ・ 商工会・商工会議所
  - ・ 森林組合・生産森林組合・森林組合連合会
  - ・ 株式会社
  - ・ 認可地縁団体 等

① 地域再生推進法人指定の申請  
地域再生推進法人になろうとする非営利法人又は会社が、地方公共団体の長に指定の申請

② 地方公共団体の長による審査  
申請してきた法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実にを行うことができるかどうか審査

【認定基準】

- ✓ 非営利を目的としている法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的としている法人であるか
- ✓ 必要な人員の配置その他の業務を適正に遂行するために必要な措置を講じているか
- ✓ 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済基礎を有しているか 等

③ 地方公共団体の長による指定

- ・ 審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定。
- ・ 指定に当たって地方公共団体の長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示。

④ 地方公共団体の長による監督等

- ・ 地方公共団体の長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができる。
- ・ また、地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、地方公共団体の長が業務改善命令を出すことができる。
- ・ 命令に違反した場合には、地域再生推進法人の指定を取り消すことができる。

◆ **法人格を持つ地域運営組織を地域再生推進法人に指定することにより、社会的な信頼性が担保され、地域運営組織の活動（特に経済活動）の促進が期待される**



# 財政支援の矢：地方創生関連の予算措置等について

## ① 地方創生関係交付金等

- 26年度補正 地方創生先行型交付金 1,700億円**  
 ○ しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実行ある取組を通じて地方の活性化を促進。
- 27年度補正 地方創生加速化交付金 1,000億円**  
 ○ 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現し、「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化。
- 28年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）**  
 ○ 地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的・主体的な取組を支援。
- 28年度補正 地方創生拠点整備交付金 900億円（事業費1,800億円）**  
 ○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。
- 29年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）**
- 29年度補正 生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金 600億円（事業費1,200億円）**
- 30年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）**
- 30年度 地方大学・地域産業創生事業 100億円**  
 ○ 首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援。

## ② 総合戦略等を踏まえた個別施策

<b>26年度補正</b> 1,573億円	<b>27年度</b> 7,225億円	<b>27年度補正</b> 2,188億円	<b>28年度</b> 6,579億円
<b>28年度補正</b> 1,746億円	<b>29年度</b> 6,536億円	<b>29年度補正</b> 1,331億円	<b>30年度</b> 6,777億円

## ③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

- 27年度地方財政計画 1.0兆円 28年度地方財政計画 1.0兆円 29年度地方財政計画 1.0兆円 30年度地方財政計画 1.0兆円**
- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。
- 少なくとも総合戦略の期間である平成31年度までは継続し、1兆円程度の額を維持。

# 地方創生推進交付金の活用

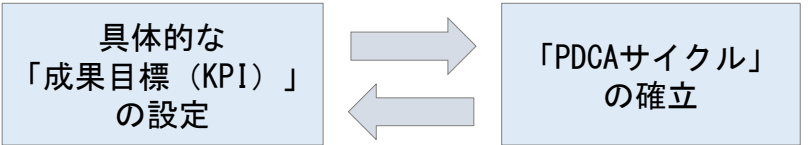
## 地方創生推進交付金

30年度予算額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

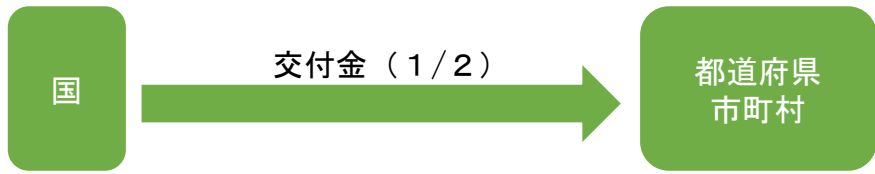
### 事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



### 資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

### 対象事業・具体例

#### 【対象事業】

- ① 先駆性のある取組
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
  - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等
- ② 先駆的・優良事例の横展開
  - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

#### 【手続き】

地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定します。

### 30年度からの運用改善

#### ①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

#### ②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度: 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度: 1.0億円)

#### ③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

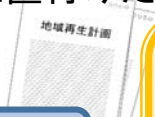
- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

## 中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた地域再生計画を作成・認定



### 株式会社による小さな拠点形成事業の実施

#### 【事業のイメージ】

- ① 地域の就業機会の創出  
持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業
  - ・地元農産物の開発販売
  - ・道の駅等の運営
  - ・農家レストラン、農家民泊の運営 等
- ② 生活サービス等の提供  
拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等
  - ・日用品の販売
  - ・ガソリンスタンドの運営
  - ・コミュニティバスの運行 等

**2年間の延長+H30年度から大きく制度が拡充！！**  
**○新しく会社を設立する際(設立時出資)も対象に！**  
(従前は、既存会社の増資のみ対象)  
**○手続きの大幅な合理化・簡素化**



**寄附金控除を適用**  
(出資額分(※)を総所得金額から控除)  
※ 出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

出資額に応じて  
所得税が減額

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

地域内外からの出資を原資に、  
人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保  
暮らし続けられる地域の維持発展

# 小さな拠点税制の活用ポイント

## ①対象地域

中山間地域等の集落生活圏(都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって農振農用地を含むエリア)

• いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域など、都市部や市街地でなければ、ほとんどの地域が対象となります。

## ②対象事業(小さな拠点形成事業)

対象地域を対象とした①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業

- ①は必須事業、②は任意事業。①は対象地域の住民の雇用の創出、②は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が必要になります。
- 例えば、①雇用を創出する事業：地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス  
②生活サービスを提供する事業：スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、訪問看護などの高齢者サービス など

## ③対象会社

中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、外部からの出資が1/6以上、常時雇用2人以上等

- 設立10年未満で、小さな拠点形成事業を専門に行う会社であれば、ほとんどの場合対象となります。
- **平成30年度からは、会社設立時の出資も対象となります**(従前は、増資のみ対象)。
- 株主(出資者)として、市町村や法人が入っていても、外部からの出資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、市町村が出資する会社でも、全くの純粹民間企業でも対象になります。

例えば、地域で行う小売店やレストランを、役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広く募るため、本税制を活用することも想定されます。

## ④手続き

地域再生計画に事業内容や事業主体等を位置付け、出資時に会社要件や個人からの払込みを地方公共団体が確認(H30年度から、手続きが簡略・合理化)

# 小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村） ～道の駅を核とした小さな拠点～

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する株式会社が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。

## 小さな拠点税制の活用



### コミュニティビジネス (地域の雇用創出、生活サービスの提供)

#### 小さな拠点（道の駅）の管理運営を株式会社が実施

- 公共施設の維持管理運営等の受託
- スーパー誘致、農畜産物、林産物、加工品等の地域特産物の販売
- 農家レストランの運営
- 観光土産品の企画、製造及び販売
- イベント、各種体験講座等の企画及び運営

#### 株式会社豊かな丘

※平成29年12月設立

出資



#### 村、個人出資者（豊丘村民等）

#### 周辺図



## 地域再生計画の概要

平成29年2月  
地域再生計画認定

- **地域再生計画の名称**  
道の駅を核とした小さな拠点整備計画
- **活用した支援措置**
  - ① **小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（小さな拠点税制）**  
株式会社が小さな拠点（道の駅）の管理運営を行う。
  - ② **地方創生拠点整備交付金**  
道の駅施設のうち、コミュニティスペースや日用食料品販売店舗、行政情報コーナー等の建設等。
- **主な数値目標（KPI）**
  - ・ 商業施設売上額：  
0円（H28）→659,400千円（H32）
  - ・ 直売所において年間50万円以上の売上有る農業従事者数：  
0人（H28）→192人（H32）
  - ・ 村営バス年間利用者数の割合：  
87.6%（H28）→90.0%（H32）

#### スケジュール

H29.12会社設立、H30.3増資（税制適用）、H30.4道の駅オープン

#### 期待される効果

- ・ 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- ・ 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- ・ 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

# 小さな拠点・地域運営組織プラットフォームづくり

H30年度予定

第1四半期

第2四半期

第3四半期

第4四半期

H31年度～

全国プラットフォーム

## 小さな拠点情報サイトによる情報発信

- ・ 国の支援制度・手引き等の紹介、各地の優良事例の紹介、取組箇所の見える化(リスト化と取組内容紹介)等

事例等の掲載

全国調査  
実態把握  
見える化等

## 全国の見える化、先進事例・優良事例の収集・横展開

- 5月: 小さな拠点箇所数調査  
⇒実施個所の公表  
⇒各地区の取組概要の募集・HP掲載
- 「小さな拠点」づくりの手引き(H27年度)
- 地域運営組織の法人化ガイドブック(H29年度)

普及啓発・  
能力向上

## 現場での普及啓発・能力向上

- 6/1: 都道府県担当者向け説明会
- 秋頃: 全国フォーラム(東京)

## 全国キャラバン(都道府県説明会)の実施

- ・ 都道府県ごとに、都道府県との意見交換、都道府県・市町村職員向けの施策説明会等を実施し、主に自治体職員への知識普及、意識啓発と、各地方の取組状況の把握を行う。

行政職員・中間支援者の  
能力向上を通じ、各地  
域の取組支援体制の構  
築を目指す

## ブロック別研修会

- ・ ブロックごとに、テーマを分けて年2回程度開催。
- ・ 自治体職員、中間支援組織関係者(大学等含む)、RMO関係者を対象とし、ワークショップ形式で、知識普及・能力向上を図るとともに、関係者同士の学び合い、横つなぎ、事例の共有を図る。

## 中間支援者の能力向上・ネットワーク化

- ・ 各地域での小さな拠点や地域運営組織の立ち上げ、運営にあたって、地域へのアドバイス等を行う中間支援者(NPO等中間支援組織や地域組織の職員、地方大学教員等)の能力向上・育成

# 地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き

## 1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしよう。

## 2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
  - ・地域住民による活動ステップ
  - ・地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口



まち・ひと・しごと創生本部HP→施策等→小さな拠点の形成

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

# 都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

## 現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



## 市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



## 県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



## 開催状況

【平成28年度】

- ✓ 11月22日 福岡県
- ✓ 1月19日 秋田県
- ✓ 1月26日 大分県

【平成29年度】

- ✓ 2月2日 徳島県
- ✓ 2月6日 香川県
- ✓ 2月13日 京都府

- ✓ 4月14日 福井県
- ✓ 9月11日 熊本県
- ✓ 9月25日 青森県

**平成30年度開催受付中**

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで 39



# 小さな拠点情報サイトについて

## 概要

- 小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能
- 小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能
- 地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能
- FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能

上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信するとともに、中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載することで、小さな拠点及び地域運営組織の基礎的知識の普及や形成促進を図る。

## コンテンツ

- 1. 小さな拠点・地域運営組織の形成について**  
小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介
- 2. 国の取組**  
全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介
- 3. 地域運営組織の法人化**  
地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介
- 4. 事例集・手引集**  
全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介
- 5. FAQ、リンク**  
小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

## 小さな拠点情報サイト (平成29年5月開設)



URL [http://www.cao.go.jp/regional\\_management/](http://www.cao.go.jp/regional_management/)

小さな拠点

サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、  
**内閣府地方創生推進事務局**まで

# 地方創生カレッジによる小さな拠点人材の育成

- 地方創生カレッジにおいて、小さな拠点・地域運営組織に関する7講座を提供し、各地域で小さな拠点・地域運営組織の形成に取り組む人材の育成を図る。

## 小さな拠点・地域運営組織に関する提供講座（一例）

（いずれも専門編・地域コミュニティリーダー分野）

- ✓ **「小さな拠点とコミュニティ」** 講師：藤山 浩氏（島根県中山間地域研究センター研究統括監）  
「小さな拠点」について、その必要性と現状、コミュニティ全体のあり方を考える中で具体的な形成・運営手法、今後の進化について学習。
- ✓ **「地域コミュニティの再生・構築」** 講師：玉村 雅敏氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）  
動画によるケーススタディを活用しながら、「地域コミュニティの再生・構築」にあたって重視すべき発想や、必要となる知見等について学習。
- ✓ **「『やねだん』の行政に頼らないむらづくり」** 講師：椎川 忍氏（一般財団法人地域活性化センター理事長）、豊重 哲郎氏（柳谷自治公民館館長）  
経済循環の創造や自主財源の確保による自主的・主体的な地域づくり、後継者となる人材や全国的なネットワークの構築ができる人材の育成について学習

## 地方創生カレッジの概要

受講資格なし

無料\*

地方公共団体の職員、民間企業の社員、学生等、地方創生に関心のある人であれば、誰でも受講可

※ 入学金は無料。受講料は現時点では無料

### （方向性）

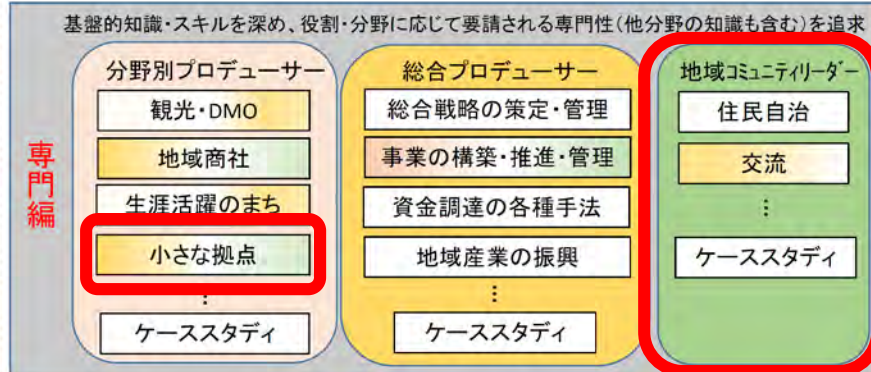
- ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場（プラットフォーム）を形成
- ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要な実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

### （基本的な考え）

- 地方創生の深化に向けて、立場や機能に応じた実践的な内容を提供
- 受講者の担うべき役割・経験、直面したフェーズなどに応じた選択受講が可能
- eラーニングを中心に対面・実地での講義・交流機会の提供や各教育機関との連携にも対応

URL <https://chihousei-college.jp/>

### 【eラーニング分野】

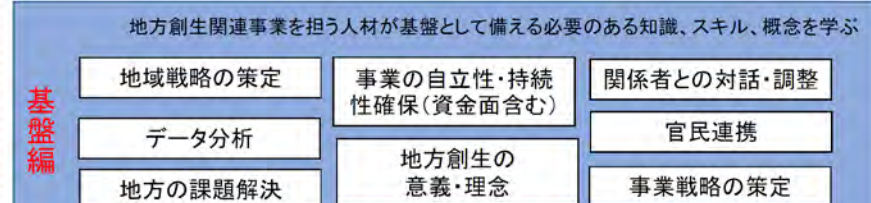


### 【対面・実地】

スクーリング/  
ワークショップ

育成人材と地域の  
交流・マッチン  
グを図る

活動内容の情報  
交換を図る



など

基盤編、専門編、対面・実地を組み合わせることで、コースを設定

有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるよう、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成。

※小さな拠点情報サイト ([http://www.cao.go.jp/regional\\_management/rmoi/index.html#houjinguide](http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide)) にて公開

## 主なコンテンツ

### ① よくあるつまずきポイント

- 地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つまずきポイント」を整理し、その解決方法を事例とともに紹介。

(例)

- 地域運営組織を設ける範囲はどうでしょうか？
- 議論の場への参加状況が芳しくない（若い人や女性が参加してくれない）
- 誰にリーダーになってもらおうか？
- 誰に支援を求めたらよいのか？ 等

### ③ 自治体による支援の例

- 都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

### ② 法人化の検討の進め方

- 法人格を取得するメリットや、法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。

- 認可地縁団体
- NPO法人
- 認定NPO法人（条例指定制度含む）
- 一般社団法人
- 株式会社
- 合同会社



概要版リーフレットも作成

### ④ 各種手続きの整理

- 各法人格の手続例を紹介。また、法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

さらに、事例の追加や深堀り等により、より充実したガイドブックとなるよう、内容の改訂を予定

# 小さな拠点の実態調査の活用、取組の見える化

- 全国での小さな拠点の形成状況を把握するため、内閣府地方創生推進事務局において、「小さな拠点の形成に関する実態調査」を都道府県を通じて市町村に対して実施(第1回:H28.10~11、第2回:H29.5~6)
- 引き続き、全国での形成状況を把握するため、定期的に調査を実施予定
- 第3回調査を、6月4日付けで都道府県宛てに依頼(6月25日締切)  
【ご協力をお願いいたします】
- 調査結果については、各地方公共団体への共有のほか、内閣府HP(小さな拠点情報サイト)で公開



- 全国の取組状況(まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI)のフォローアップ  
【2020年までに全国で1,000か所形成(H29:908か所)】
- 全国の取組状況の見える化  
小さな拠点の取組箇所のリスト化  
→小さな拠点情報サイトでの公開を予定(公開希望の箇所のみ)  
今後は、各地域の取組概要・PR等について、地域(市町村)から募集を行い、HPへの掲載も検討

# 小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金 【30予算 1,000億円】	内閣府	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組(政策間連携)、先駆的・優良事例の横展開を支援するもの。地方の先駆的な取組を支援。
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金 【29補正予算 600億円】	内閣府	「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【30予算 4億円】	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【30予算 1.2億円】	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【29補正予算 3.5億円】 【30予算 100.7億円】	農林水産省	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援する。

# 小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

# 小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概要
<p>住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～(平成28年3月)</p> <p>行政職員による小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた研修の進め方の手引き(平成29年10月)</p> <p>地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～(平成29年12月)</p>	<p>内閣官房 内閣府</p>	<p>地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf</a></p> <p>行政職員が中心となって地域住民に小さな拠点や地域運営組織の普及啓発を図る際に必要となる姿勢やテクニックの手引き。  <a href="http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/common/kensyu_susu_mekata_all.pdf">http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/common/kensyu_susu_mekata_all.pdf</a></p> <p>「地域運営組織の法人化」の観点から、各府省で制度化されている法人制度(認可地縁団体やNPO法人、一般社団法人等)について、それぞれの法人制度が持つ特徴、法人格の取得の進め方や事例を整理。  <a href="http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide">http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide</a></p>
<p>地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 研修用テキスト(平成29年3月)</p> <p>集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル(平成28年3月)</p>	<p>総務省</p>	<p>課題の解決のヒントとなるような先進的な取組や、研究会における議論を踏まえた解決策について取りまとめた研修テキスト。  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000475597.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000475597.pdf</a></p> <p>住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf</a></p>
<p>「小さな拠点」づくりガイドブック(平成25年3月)</p> <p>実践編「小さな拠点」づくりガイドブック(平成27年3月)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック。(実践編:モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック。)  <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf</a>  <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf</a></p>
<p>活力ある農山漁村づくり検討会報告書(平成27年3月)</p>	<p>農林水産省</p>	<p>地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。  <a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf">http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf</a></p>